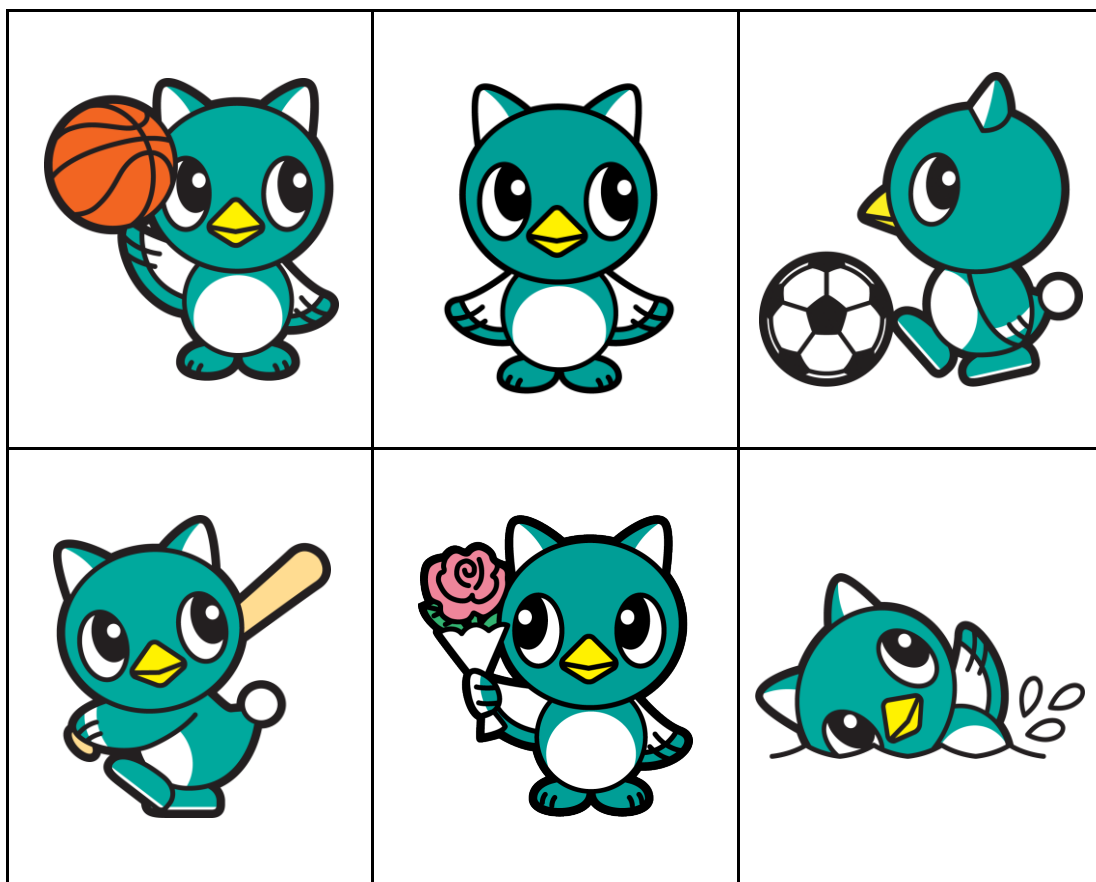


八千代市スポーツ推進計画



八千代市イメージキャラクター「やっち」

平成25年3月



八千代市

はじめに

スポーツは、爽快感や達成感などの精神的な充足感，感動や喜びを与えてくれます。また，体力の向上，青少年の健全育成，地域の活性化等，人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは，健康で活力のある豊かな生活を送る上で重要な役割を果たしています。

近年，少子高齢化や高度情報化社会等の社会環境の変化に伴い，人々の価値観やライフスタイルが多様化しています。物質的に豊かになった一方で，人間関係の希薄化や運動機会の減少による生活習慣病の増加，精神的ストレスの増大など，心身両面にわたる健康上の問題が顕在化しています。

こうした社会の中で，人々のスポーツに対するニーズも多様化し，これまでの競技スポーツに加え，身近で気軽に楽しめるスポーツへと広がりを見せ，健康に対する意識も年々高まりをみせています。

本市では，「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに取り組めるような生涯スポーツの実現を目指し，平成13年8月に八千代市スポーツ振興マスタープランを策定し，スポーツの振興を図ってまいりました。しかし，その間国においては，平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行され，これに基づき新たに平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定されました。本市におきましても，多様化する市民ニーズやライフスタイルに応じたスポーツ活動を推進するため，新たに『八千代市スポーツ推進計画』を策定いたしました。

今後は，本計画に基づき，スポーツ関係団体や関係機関との連携により，市民の皆様がさらに健康で豊かな生活が送れるよう，基本理念である「市民の誰もが健康で活力に満ちたスポーツのまちづくり」の実現を目指してまいります。

結びに，本計画策定にあたり，貴重なご意見をいただきました八千代市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ，関係機関等の方々及び市民アンケートにご協力いただきました市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成25年3月

八千代市長 豊田 俊郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第4節 スポーツ環境をめぐる現状と課題	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
第1節 基本理念	4
第2節 計画の大綱	4
1. スポーツ活動の推進	4
2. スポーツ環境の整備	5
3. スポーツ施設の充実	5
第3章 計画の具体的な取組み	6
第1節 スポーツ活動の推進	6
1. 健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進 ..	6
2. 高齢者のスポーツ活動の推進	7
3. 障害のある人のスポーツ活動の推進	8
4. 子どものスポーツ活動の推進	9
5. 地域スポーツ活動の推進	10
6. トップアスリートを活用したスポーツ活動の推進 ..	11
7. 国内外スポーツ交流の推進	12
8. 全国高等学校総合体育大会への支援	13

第2節	スポーツ環境の整備	13
1.	総合型地域スポーツクラブの設立及び活動への支援	13
2.	スポーツ指導者の育成と活用	14
3.	スポーツ推進委員の資質の向上と活動の充実	15
4.	スポーツ関係団体との連携	16
5.	スポーツ情報の収集と提供	17
6.	競技力の向上	16
第3節	スポーツ施設の充実	19
1.	スポーツ施設の整備	19
2.	スポーツ施設の活用	20
3.	学校体育施設の整備及び活用	20
資料		21

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成13年度にスポーツ振興に関する基本計画として「八千代市スポーツ振興マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」を策定し、市民があらゆる機会と場所において、その適性と健康状態に応じて自主的にスポーツ〔※1〕を楽しむことができるように推進体制の確立と施設の整備・充実に努めてきました。

この間、少子高齢化、高度情報化社会の到来など、社会経済情勢の急速な変化と、ライフスタイルや価値観の変化に伴う生活の質の向上や健康意識の高まりなどにより、スポーツに対する市民ニーズも多様化しており、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」、気軽にスポーツを楽しむには、今後、より一層多様なニーズに的確・適切に対応していくことが重要となります。

国では、「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、新たに「スポーツ基本法」が、平成23年8月に施行され、スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力等を明確にしました。

その後、国は「スポーツ基本法」の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定し、また、千葉県においても、スポーツ基本法の趣旨や平成22年12月に制定された「千葉県体育・スポーツ振興条例」に基づき、施策を体系的・計画的・継続的に推進するため、平成24年3月に「第11次千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。

このような国・県の計画の改正とマスタープランの目標年次を迎え、大きく変化した本市のスポーツ環境をめぐる状況から、マスタープランを検証し、「スポーツ基本法」の趣旨や、国の「スポーツ基本計画」等に基づき、今後の本市におけるスポーツ推進の具体的な基本計画として、新たに「八千代市スポーツ推進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

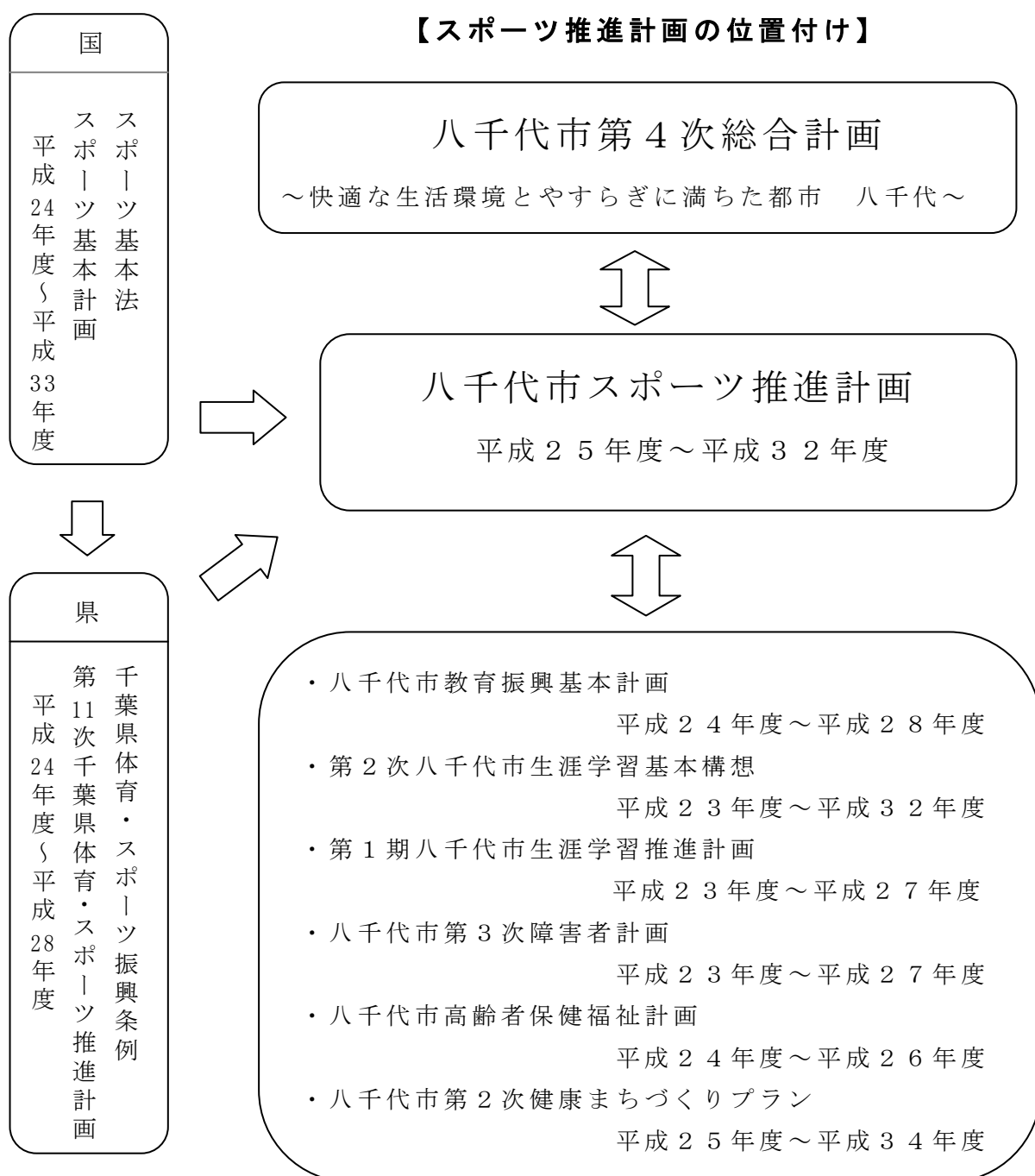
※1 スポーツ：運動競技、レクリエーションその他の身体運動であって、健康の保持増進、体力の向上、心身の健全な発達を図るためのものをいう。「レクリエーションその他の身体活動」には、レクリエーション目的で行うハイキング、キャンプ活動等の野外活動、健康目的で行うジョギングやウォーキング、体操など、幅広い概念を含んだものである。本計画では、「体育」を区別している場合を除き、「体育」もスポーツに含むものとして取り扱う。

第 2 節 計画の位置付け

本計画は、本市のスポーツ推進に関する基本的な計画であり、「スポーツ基本法」第 2 章第 10 条に規定される「地方スポーツ推進計画」として策定するものです。

策定に当たっては、国の「スポーツ基本計画」、県の「第 11 次千葉県体育・スポーツ推進計画」等を参酌して、「八千代市第 4 次総合計画」に基づいて策定しています。

また、「第 2 次八千代市生涯学習基本構想」、「八千代市教育振興基本計画」等の関連性のある部門別計画との整合性を図ります。



第 3 節 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

第 4 節 スポーツ環境をめぐる現状と課題

これまで、マスタープランに基づき、スポーツ関係団体等への活動支援や育成を図り、競技力の向上や市民の健康増進・余暇活動の充実に向け、スポーツ教室やスポーツ大会の開催を支援してきました。

その間、平成 17 年度に全国高等学校総合体育大会『2005 千葉きらめき総体』、平成 22 年度に国民体育大会『2010 ゆめ半島千葉大会』が開催され、多くの市民がボランティアとして運営に携わりました。

今後のスポーツを推進する上では、市民の健康・体力づくりに対する関心の高まりやスポーツに対する市民ニーズの多様化に対応し、市民が生涯にわたってそれぞれの体力や年齢、目的等に応じ、気軽にできるスポーツ活動の環境づくりが必要と考えます。

また、生涯にわたってスポーツに親しむためには、自らが体を動かして楽しむ「するスポーツ」だけではなく、スポーツを観戦して見て楽しむ「みるスポーツ」、スポーツ大会等にボランティアとして参加して楽しむ「ささえるスポーツ」といった観点からのスポーツ活動を促進することが求められています。

そのためには、スポーツ施設の整備や有効活用を進めるとともに、スポーツ指導者、スポーツ関係団体、スポーツクラブなどの育成をはじめ、ライフスタイルに応じたスポーツの普及など、スポーツ活動の場と機会の充実を推進していく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

八千代市第4次総合計画では、「誇りと愛着」「共生と自立」「安心と安全」を基本理念とし、まちづくりの基本目標となる将来都市像を『快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代』と定めています。

本計画は、このまちづくりの基本目標を受け、これからの本市におけるスポーツのあるべき姿を示し、快適な生活環境とするための指針となるものです。

このことから、子どもから大人、高齢者や障害のある人まで、市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じて、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活の実現を目指すとともに、スポーツを通して人と人との繋がりを強め、地域コミュニティの活性化を図るため、「市民の誰もが健康で活力に満ちたスポーツのまちづくり」を本計画の基本理念とします。

基本理念

市民の誰もが健康で活力に満ちた
スポーツのまちづくり

第2節 計画の大綱

1. スポーツ活動の推進

- (1) 健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進
- (2) 高齢者のスポーツ活動の推進
- (3) 障害のある人のスポーツ活動の推進
- (4) 子どものスポーツ活動の推進
- (5) 地域スポーツ活動の推進
- (6) トップアスリートを活用したスポーツ活動の推進
- (7) 国内外スポーツ交流の推進
- (8) 全国高等学校総合体育大会への支援

2. スポーツ環境の整備

- (1) 総合型地域スポーツクラブの設立及び活動への支援
- (2) スポーツ指導者の育成と活用
- (3) スポーツ推進委員の資質の向上と活動の充実
- (4) スポーツ関係団体との連携
- (5) スポーツ情報の収集と提供
- (6) 競技力の向上

3. スポーツ施設の充実

- (1) スポーツ施設の整備
- (2) スポーツ施設の活用
- (3) 学校体育施設の整備及び活用



第3章 計画の具体的な取組み

第1節 スポーツ活動の推進

1. 健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進

《現状と課題》

本市は、平成11年3月19日に生きていることの幸せを実感できるまちづくりを誓い、「健康都市宣言」を行いました。スポーツは、生活を明るく豊かにし、健康を増進する効果があります。

スポーツ活動の推進として、八千代市スポーツ推進委員（以下「スポーツ推進委員」という。）[※2]と連携し、スポーツ教室やスポーツ大会を開催し、スポーツの実践による市民の健康づくりに努めてきました。また、八千代市体育協会（以下「体育協会」という。）や八千代市レクリエーション協会（以下「レクリエーション協会」という。）、有料公園施設の指定管理者、スポーツ関係団体等が主管して行う各種競技の市民体育大会、年齢層に応じたスポーツ教室の開催等に協力及び支援を行っています。

今後、健康・体力づくりを意識したスポーツ活動を推進する上では、子どもから大人、高齢者や障害のある人まで、それぞれの市民ニーズに対応し、気軽にスポーツに親しめるような環境を整備し、スポーツ活動の機会を増やすとともに、健康・体力づくりに対する正しい知識・理解を深め、継続的に運動に携わるスポーツの日常化に向けた取り組みが課題になっています。

《今後の取り組み》

- ①市民の誰もがスポーツに親しめるよう、ライフステージやライフスタイルに応じた気軽に参加できるスポーツ教室やイベントを開催します。
- ②スポーツ活動を継続してできるよう、市民ニーズが高い健康体操やウォーキング教室を開催します。

※2 スポーツ推進委員：市町村におけるスポーツの推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第32条第2項）者のこと。旧スポーツ振興法第19条に定める「体育指導委員」について、近年、スポーツの実技の指導や助言のみならず、スポーツ推進の事業の実施に係る連絡調整の役割が重要性を増していることから、スポーツ基本法において、「スポーツ推進委員」と改称され、連絡調整としての新たな役割が追加された。スポーツ基本法第32条に基づき、市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）が委嘱する非常勤職員。

- ③健康・体力づくりを目的としたスポーツ教室やイベントが開催できるよう、スポーツ推進委員や体育協会、レクリエーション協会及びスポーツ関係団体等との連携を強化します。
- ④スポーツと健康についての知識や理解を含め、スポーツを正しく実践できるよう、スポーツ指導者の育成や資質の向上に努めます。
- ⑤健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防など様々な市民ニーズに対応できるよう、市民からの健康・体力づくりに関する相談体制の充実を図ります。

2. 高齢者のスポーツ活動の推進

《現状と課題》

本市の高齢者人口の割合（高齢化率）は、国・県の平均よりは低いものの、高齢者人口（65歳以上の人口）は増加しています。平成18年10月1日現在の高齢者人口は30,948人で高齢者人口の割合16.7%であったのに対し、平成24年12月末現在の高齢者人口は、41,615人で高齢化率は21.6%となっており、本市においても高齢化が進んでいます。

高齢者は健康に対する不安や病気、怪我の予防などの観点から健康・体力づくりのためのスポーツに関心を持っています。

今後のスポーツ活動は、健康維持や介護予防のためだけでなく、地域の中で仲間とともにスポーツを楽しむことで、生きがいや社会参加に繋がるよう、スポーツ活動への参加を促進する必要があります。

《今後の取り組み》

- ①介護予防には日頃の健康・体力づくりが重要であることを踏まえ、高齢者がスポーツ活動に親しみ、いつまでも元気で健康な生活を送れるよう、体力や年齢に応じたスポーツ教室やスポーツ大会を開催します。
- ②高齢者が日常生活においてスポーツを習慣化し、自立したライフスタイルを築くことができるよう、安全で楽しいスポーツプログラムの提供に努めます。
- ③高齢者がスポーツ活動を通して、安心して健康づくりや生きがいづくりができるよう、高齢者のスポーツ活動を支援するスポーツ指導者や身近な場所でのスポーツ活動が行える環境の整備に努めます。
- ④気軽にスポーツに親しむことができるよう、やさしいルールで手軽にできるフロアカーリングやペタンク等、ニュースポーツ[※3]の普及に努めます。

※3 ニュースポーツ：技術やルールが比較的簡単で、体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、近年考案された比較的新しいスポーツ種目の総称。（例：グラウンドゴルフ、インディアカ等）

3. 障害のある人のスポーツ活動の推進

《現状と課題》

今回の法改正で「スポーツ基本法」に障害者スポーツに関する条項が盛り込まれました。その法に基づいて策定された「スポーツ基本計画」の中で、『地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引や、新しい種目、用品、用具等の開発・実践研修を推進する。』など、地方公共団体の取り組むべき事項が示されています。

障害のある人にとってのスポーツ活動は、障害の程度に応じた健康の維持増進という側面だけでなく、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与するという大きな役割があります。また、近年は障害の程度に応じ、日常生活の中でスポーツを楽しむとともに、競技スポーツへの関心も高まってきています。

しかし、障害のある人がスポーツ活動に取り組むために必要な情報は不足しており、身近な地域でスポーツ活動を楽しむことができる機会も多くはありません。また、障害のある人と健常者が一緒になってスポーツ活動を楽しむ環境づくり及びスポーツ教室やスポーツ大会の開催など、福祉部門との連携強化も必要となっています。

《今後の取り組み》

- ①スポーツ活動に係る公共施設のバリアフリー化に努めます。
- ②福祉部門と連携し、スポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者ニーズの把握に努めます。
- ③障害のある人が参加できるスポーツ活動の普及及びスポーツ教室やスポーツ大会を通して、健康づくりや生きがいづくり、健常者との交流促進に努めます。
- ④障害のある人がスポーツ活動に取り組むために、スポーツに関する様々な情報を容易に入手できる環境の整備・充実を図ります。
- ⑤スポーツ教室やスポーツ大会等に、障害のある人が気軽に参加しやすい支援体制づくりを推進します。
- ⑥それぞれの障害に応じてスポーツ活動を楽しむことができるよう、スポーツ関係団体等と協力しながら、スポーツ活動のきっかけづくりや環境づくりに努めます。
- ⑦障害のある人のスポーツ大会への参加を支援するとともに、福祉部門との連携を強化し、スポーツ指導者及び選手の育成などサポートづくりを推進します。

4. 子どものスポーツ活動の推進

《現状と課題》

近年、子ども達を取り巻く環境が大きく変化する中、塾や習い事の増加やインターネット等の普及、都市化による野外での遊び場の減少などにより、屋外遊びや集団遊びをすることが少なくなりました。

子どもの時期に活発に運動をすることは、成長・発達に必要な体力を高めるとともに、仲間やスポーツ指導者との交流を通じてコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりの心を育てます。子どもの心身の成長のために、早い時期から運動が習慣化するように、運動や遊びの中でスポーツの基本的な動きを身につけさせ、楽しみながら続けていける取り組みを図ります。また、スポーツ活動をすることに興味や関心を抱かせ、スポーツの楽しさを体験させることが重要です。現在の子供達達は、積極的にスポーツ活動をする子どもとしない子どもの二極化が顕著に認められており、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実等が課題となっています。

《今後の取り組み》

- ① 体育協会やスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、有料公園施設の指定管理者、スポーツ関係団体等と連携を図り、地域の子供達にスポーツの基礎知識や楽しさを伝えるスポーツ教室やスポーツ大会の開催を支援します。
- ② 地域社会の中で子供達の心と体を健やかに育て、子供達が自ら進んでスポーツに親しむことができるよう、スポーツ少年団〔※4〕や青少年のスポーツ団体等の活動を支援します。
- ③ 子供達のスポーツに対する関心や将来に向けた活動への動機づけを図るため、トップアスリート〔※5〕やプロスポーツ選手によるスポーツ教室やスポーツ大会、講演会等の開催を支援します。
- ④ 小学校に入学する前からスポーツに関心を持ち、体を動かすことの楽しさを実感することにより、運動の習慣化が図れるよう、スポーツ関係団体等が開催する幼児や親子を対象にしたスポーツ教室等を支援します。

※4 スポーツ少年団：子供たちが自由時間に、地域社会の中でスポーツを中心としたグループ活動を行う団体で、それぞれが自主的で主体性をもった活動を展開している。活動を通じて、喜びや楽しさを体験するとともに、仲間との連帯や友情を育て、更にはその過程の中で協調性や創造性などを育み人間性豊かな社会人として成長することを目的としている。

※5 トップアスリート：国や県を代表として大会に出場し、国民の模範となる本県の競技者や、千葉県や本市をホームタウンとするプロスポーツ選手など。

- ⑤ 体育の授業及び運動部活動においてスポーツ指導者を必要とする学校からの要請に対応できるよう、スポーツ関係団体等と連携し、スポーツ指導者の確保に努めるとともにその活用を図ります。
- ⑥ 教育委員会や小・中学校と連携し、子どもの体力向上を目的とした体育的行事や総合体育祭等の開催を支援します。

5. 地域スポーツ活動の推進

《現状と課題》

地域の特性を生かしたスポーツ活動の充実を図ることは、多様化する市民ニーズへの対応や交流の場の創出、また、スポーツを通しての地域の活性化に寄与するうえで大きな意義があります。

現在、市や教育委員会が主催するスポーツ教室やスポーツ大会のほか、市と体育協会が開催する市民体育大会、レクリエーション協会が開催する市民レクリエーション大会、スポーツ推進委員協議会が開催するニュースポーツ大会等、多くのスポーツ大会が開催されています。また、市民参加型の大規模なスポーツ大会としては、実行委員会組織で実施している「ニューリバーロードレース in 八千代」[※6]を、実行委員会とともに共催しています。

このように、スポーツ大会や市民体育大会が数多く開催されてはいますが、参加者が一部の市民に固定化されていたり、地域住民の継続的なスポーツ活動に結び付いていないなどの課題もあります。

《今後の取り組み》

- ① スポーツ教室やスポーツ大会への市民参加を促進し、スポーツを核とした様々な交流活動を推進します。
- ② 本市で開催されるスポーツ教室やスポーツ大会等、スポーツ情報を広報やちよや市ホームページ等を活用して提供し、市民への幅広い参加を促進します。

※6 ニューリバーロードレース in 八千代：市内のマラソン愛好者等による実行委員会で大会の企画・運営がされている毎年12月に行われるマラソン大会。平成10年に第1回大会を実施。八千代市の中央を流れる「新川」を中心としたコース設定になっており、住宅街を抜けたあと、田園風景となり、後半は川沿いの遊歩道を走る、景色の変化にとんだランニングが楽しめる。

6. トップアスリートを活用したスポーツ活動の推進

《現状と課題》

「スポーツ振興法」では、プロスポーツの振興を除外していましたが、法改正された「スポーツ基本法」では、プロスポーツ選手を含めたスポーツに関する施策の推進を掲げています。また、「スポーツ基本計画」にも、『スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進』の施策が示されており、プロスポーツ選手やトップアスリートと連携した地域のスポーツ活動は、これからの「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」に重要な役割を果たすものと考えられます。

今後、本市に練習グラウンドを有するアメリカンフットボールチーム及びラグビーチームの“ビッグ・ブルー”，千葉県初のプロバスケットボールチームの“千葉ジェッツ”等のプロスポーツチームのほかにも、本市出身の選手や他の競技スポーツのトップアスリートとも連携し、地域貢献活動の推進や青少年の競技力の向上に向けた取り組みなど、多方面で活用できるよう、連携強化を図っていく必要があります。

《今後の取り組み》

- ①プロスポーツチームやトップアスリートが、地域に密着した活動を行うために、学校や地域を繋ぐシステムの構築を図ります。
- ②様々な競技スポーツのトップアスリートを活用した学校や地域でのスポーツ教室の開催等、市民がトップアスリートに触れ合う機会を図ることにより、スポーツへの関心を高めます。
- ③「みるスポーツ」への取り組みを促進するために、プロスポーツの試合やスポーツイベント等についての広報活動や運営に協力し、各チームの状況に合わせた支援を図ります。
- ④プロスポーツ選手やトップアスリートによる実技指導を行うスポーツ教室などの交流を通して、青少年の健全育成や競技力の向上を図ります。
- ⑤スポーツボランティア[※7]の育成・活用により、「ささえるスポーツ」の推進を積極的に進め、プロスポーツの試合やスポーツイベント等を支える取り組みを進めます。

※7 スポーツボランティア：地域社会やスポーツ関係団体、スポーツクラブ、各種スポーツイベントなどにおいて個人の自由な意思に基づき、その技能や時間を進んで提供し、社会に貢献する活動をいう。

7. 国内外スポーツ交流の推進

《現状と課題》

スポーツ活動を推進する上で、諸外国や他県・他市町村とのスポーツ交流事業は重要です。しかし、現在、本市が実施しているスポーツ交流事業については、青少年のスポーツ交流が中心であり、競技種目も運営母体が安定している一部の種目に限定されています。また、スポーツ交流事業を安定して継続していくための財政的支援や運営における課題があります。

今後、「コミュニティワールドカップサッカーin八千代」〔※8〕や「ブロンズ像友好 釧路市・八千代市少年少女スポーツ交歓大会」〔※9〕などのスポーツ交流事業を継続していくためには、関係機関との調整を図ることが必要です。

《今後の取り組み》

- ① 異文化の理解を深めるために、地域交流や国際交流を推進し、関係機関と連携して、スポーツ交流を促進します。
- ② 市民によるスポーツ交流が促進されるよう、スポーツ交流事業の広報活動を図ります。



※8 コミュニティワールドカップサッカーin八千代：外国から招聘したチームと、市内を含む国内各地からの参加チームによる中学生のサッカー大会。各地域からの選抜選手たちの試合はレベルが高く、平成3年度の第1回大会から毎年白熱した試合が展開されている。試合を通しての技術向上だけでなく、各地域との交流促進のため、また海外選手のホームステイによって家族ぐるみの交流の場を作り、市民の国際理解を高めることも目的としている。

※9 ブロンズ像友好釧路市・八千代市少年少女スポーツ交歓大会：市民が村上橋にブロンズ像を設置する際に、北海道釧路市の幣舞橋ブロンズ像を参考にしたことから交流が始まり、昭和57年から実施している大会。当初は少年野球のみの交流でしたが、現在は、サッカーとミニバスケットボールを加えた3種目の大会を開催している。

8. 全国高等学校総合体育大会への支援

《現状と課題》

平成23年度から地域ブロック単位制となった全国高等学校総合体育大会が、平成26年度に東京都、千葉県、神奈川県、山梨県の4都県で開催されることになっています。

本市は、女子バスケットボール競技の開催地であることから、関係団体との連携を図るとともに、市民への全国高等学校総合体育大会『煌めく青春 南関東総体2014』に向けた啓発活動を計画的に行うなど、市を挙げてのスポーツの祭典として開催することが望まれます。そのため、多くの市民が関わり、スポーツに取り組むきっかけづくりとなるよう支援体制の強化が必要です。

これからのスポーツ活動において、「みるスポーツ」の推進は重要な役割を担っており、トップレベルの競技大会や選手の活躍は、スポーツに関わるきっかけづくりや競技力の向上など、様々な効果が期待されます。

《今後の取り組み》

- ①全国から集まる選手や関係者等とともに夢や感動を分かち合えるよう、高校生やスポーツボランティアの協力を得て、スムーズな大会運営を図ります。
- ②全国的なスポーツ大会へ会場を提供することにより、「みるスポーツ」の楽しみを醸成し、学ぶ機会を創出するとともに本市のPRを図ります。
- ③全国高等学校総合体育大会の開催に向け、スポーツボランティアが幅広く活躍できる組織づくりを進めるとともに、「ささえるスポーツ」であるスポーツボランティアの積極的な育成・活用に努めます。

第2節 スポーツ環境の整備

1. 総合型地域スポーツクラブの設立及び活動への支援

《現状と課題》

総合型地域スポーツクラブ[※10]は、市民の誰もが体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができるスポーツクラブです。

※10 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる、という特徴を持ち、地域住民により自主的に運営される地域密着型のスポーツクラブをいう。

本市では、スポーツを通じた地域づくりや市民の健康・体力づくり、競技者の育成などの重要な役割を担う組織として、総合型地域スポーツクラブの設立や育成のための支援を行ってきましたが、活動の公益性を広く知っていただくため、更に広報活動を充実させる必要があります。また、運営面においても、活動場所や他スポーツ関係団体の理解や連携など、環境整備に課題があるため、地域事情も考慮し、関係団体、関係機関との連携や協力体制を整える必要があります。

《今後の取り組み》

- ①地域のスポーツ活動を活性化させるため、総合型地域スポーツクラブの設立を支援するとともに、地域住民が自主的に活動できるよう、スポーツ環境の整備を図ります。
- ②広報活動を充実することにより、総合型地域スポーツクラブの認知度を高め、加入者の増加や各地域での設立に繋がります。
- ③総合型地域スポーツクラブの活動を活性化できるよう、学校体育施設開放事業との関連を踏まえ、活動場所及び指導者の確保等を支援します。
- ④総合型地域スポーツクラブと体育協会、レクリエーション協会、スポーツ推進委員及びスポーツ関係団体等との連携を支援し、総合型地域スポーツクラブの充実に努めます。

2. スポーツ指導者の育成と活用

《現状と課題》

本市では、地域のスポーツ指導者を育成及び養成する目的のために、体育協会と共催で平成14年度からスポーツ指導者養成講習会を開催しています。平成24年4月現在において、スポーツ指導員として認定された300名を超えるスポーツ指導者が、各地域でスポーツ指導に積極的に携わっており、本市のスポーツ推進を担っています。また、スポーツ指導者の資質の向上を図るため、スポーツ関係団体等に対し、講習会や研修会の情報を提供しています。

しかし、スポーツの現状を見ると、健康の維持増進への関心が高まる中、多様化する市民ニーズにスポーツ指導者が十分に対応しているとは必ずしも言えません。今後のスポーツ活動の推進や普及を考えた場合、様々なスポーツ活動に対応するために専門的な知識をもったスポーツ指導者の育成や活用が重要となり、本市独自のスポーツ指導者登録制度の創設を図り、効果的に派遣できるシステムを整えることが必要です。

《今後の取り組み》

- ①技術指導だけでなく、子ども達の自主性を尊重するとともに発達段階や個に応じた適切な指導のもと、子ども達にスポーツの楽しさを教えることのできるスポーツ指導者を育成するため、スポーツ少年団やスポーツ関係団体等のスポーツ指導者を対象にしたスポーツ指導者講習会を開催します。
- ②スポーツ指導者の派遣依頼等に対応し、市民ニーズに応じたスポーツ指導者の活用を図るため、スポーツ指導者登録制度の導入に努めます。
- ③スポーツ推進委員、体育協会及びスポーツ関係団体などのスポーツ指導者との連携を図りながら、多様化する市民ニーズに対応するため、市独自のスポーツ研修会等を開催することにより、スポーツ指導者の育成を図ります。
- ④スポーツ指導者の資質の向上を図るため、国・県が開催するスポーツ指導者研修会の情報提供に努めます。

3. スポーツ推進委員の資質の向上と活動の充実

《現状と課題》

本市では、平成24年4月1日現在において、22名のスポーツ推進委員が非常勤職員として委嘱を受け、高齢者へのスポーツ指導、ニュースポーツの市民への普及及び定着化、健康体操やウォーキング等の健康・体力維持活動など、多岐にわたった取り組みをしています。また、スポーツ推進委員の資質の向上のため、県などが開催するスポーツ研修会等へ積極的に参加するとともに、独自の実技研修会も行っています。

スポーツ推進委員は、地域のスポーツ活動をより活発化するために、従来の実技指導だけでなく、市民と行政との調整役としての役割が期待されています。

《今後の取り組み》

- ①地域住民自らが主体的にスポーツ活動を行えるように、スポーツ推進委員が市民と行政との調整役として行う、市民ニーズを反映したスポーツ推進施策やスポーツ教室、スポーツイベント等を支援します。
- ②誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの積極的な普及に努め、スポーツ推進委員の指導のもと、各地域において各種講座やスポーツ大会等を開催し、地域で気軽にスポーツ活動を楽しむことができる機会を提供します。
- ③スポーツ推進委員の活動を充実するため、青少年や高齢者、家庭教育等の関係部局との連携を図ります。
- ④県などが開催するスポーツ研修会等への積極的な参加を図り、スポーツ推進委員の資質の向上に努めます。
- ⑤多様化する市民ニーズに対応し、地域のスポーツ活動をより活発化するため、スポーツ推進委員の育成を図ります。

- ⑥市民ニーズに応じた派遣指導ができるよう、スポーツ推進委員の活用等の周知に努めます。
- ⑦地域のスポーツ活動をより活発化するため、バランスを考慮して7つの地域コミュニティ〔※11〕ごとにスポーツ推進委員の配置に努めます。

4. スポーツ関係団体との連携

《現状と課題》

スポーツの推進に向けて、地域住民やスポーツ関係団体及び行政が協力・連携を図るとともに、それぞれが主体的なスポーツ推進の担い手となって取り組む必要があります。

本市におけるスポーツ推進の担い手となる体育協会では、競技スポーツの推進と競技力の向上を目指し、市民体育大会の開催やスポーツ指導者の育成、県民体育大会への選手派遣などを、レクリエーション協会では、日常的に継続できるレクリエーション活動を通じて、市民の心身の健康への一助としてのレクリエーションの普及活動を展開しており、市民の楽しみや生きがいの機会を提供しています。スポーツ推進委員においては、ニュースポーツの普及活動を推進するとともに、地域スポーツの推進者として、各地域で活躍しています。また、有料公園施設の指定管理者は、地域に根ざしたスポーツ推進及び人と人との交流を促進し、地域の活性化を図ることを基本にスポーツ愛好者やスポーツ関係団体等と連携を図っています。

しかし、各団体間の連携は少ない状況にあり、行政の関連部局やスポーツ関係団体等が従来の枠組みを越えて、市民のスポーツ活動を支援する体制が求められています。

《今後の取り組み》

- ①市民のスポーツ活動を推進するため、体育協会、レクリエーション協会、スポーツ推進委員及びスポーツ関係団体等との連携を図ります。
- ②行政の関係部局との連携・協力を促進し、スポーツ活動の多面的な意義（健康づくり、青少年健全育成、高齢者の生きがい等）を理解し、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉及び青少年育成などの団体とそれぞれの役割分担を踏まえた連携・協力体制を図ります。

※11 7つの地域コミュニティ：八千代市地域コミュニティ推進計画で位置付けた7つの地域。阿蘇地域、村上地域、睦地域、大和田地域、高津・緑が丘地域、八千代台地域、勝田台地域

5. スポーツ情報の収集と提供

《現状と課題》

市民のスポーツへの参加意欲を促進するためには、スポーツ環境の充実を図ることが必要です。そのためには、市民がスポーツ施設に関するだけでなく、スポーツ教室やスポーツ大会等、幅広いスポーツ情報を容易に入手できる仕組みづくりが求められています。

このことから本市では、平成23年度に、市独自の施設予約案内システムから千葉県及び県下参加団体で運用する「ちば施設予約システム」を導入し、市民体育館、野球場及び庭球場、総合生涯学習プラザ等の市内の多くのスポーツ施設がインターネットにより施設の空き状況の確認や仮予約申込みができるようになりました。また、生涯学習情報システム『まなびネットやちよ』[※12]を活用し、スポーツ情報を提供しています。

しかし、多種多様なスポーツ情報が必ずしも一元的に管理できている状況にはありません。

今後、行政の関係部局等で把握しているスポーツ情報を一元化し、効果的に情報発信を行うとともに、『まなびネットやちよ』の更なる活用により、多様な市民ニーズにあった情報提供の仕組みを確立していくことが求められています。

《今後の取り組み》

- ① スポーツ施設で行われるスポーツ教室やスポーツ大会及び学校体育施設の利用状況等のスポーツ情報を提供します。
- ② 広報やちよや市ホームページなどの各種メディアを通して、多面的にスポーツ情報を提供します。
- ③ スポーツボランティアを必要としているスポーツ大会等の紹介及びスポーツボランティアの募集等、「ささえるスポーツ」の情報提供を図ります。
- ④ スポーツ施設の予約方法の周知を行い、使い易い施設予約システムの充実を図ります。



※12 生涯学習情報システム『まなびネットやちよ』：八千代市内の講座や教室などの様々な生涯学習に関する情報を掲載しているサイト。

6. 競技力の向上

《現状と課題》

全国大会などでの本市出身の選手やチームの活躍は、青少年をはじめ、市民に夢や感動を与えてくれています。このことは、地域への誇りと連帯感を育み、市民相互の交流の活性化にも繋がります。

今後、競技力の向上を図るためには、体育協会やスポーツ関係団体等との連携を深め、国民体育大会や県民体育大会へ参加する選手の育成や支援を行うとともに、ジュニアの競技力向上のため、小・中学校とも連携し、競技力の基礎となる子どもの体力向上や運動部活動の充実が求められています。

《今後の取り組み》

- ① 体育協会やスポーツ関係団体等と連携し、競技スポーツ選手の把握をはじめ、団体への協力、情報の提供、選手の育成等を引き続き支援します。
- ② 体育協会やスポーツ関係団体等と連携し、競技力の向上を目的としたスポーツ教室やスポーツ大会の開催を図ります。
- ③ 競技力の向上や競技スポーツの底辺拡大のため、多くの市民が身近な場所でトップレベルの競技や試合を観戦できる「みるスポーツ」の機会の提供を図ります。
- ④ 教育委員会や小・中学校、プロスポーツチーム等と連携し、学校や地域でスポーツ教室等を開催し、子ども達や市民が一流の選手と触れ合う機会の提供を図ります。
- ⑤ 選手や競技団体の励みとなるよう、スポーツ顕彰の受賞者を広く市民に広報します。また、全国または世界的に高いレベルの成績を残した選手に八千代市スポーツ・文化功労章〔※13〕等を授与します。



※13 八千代市スポーツ・文化功労章：スポーツ又は文化活動により、市民に希望と活力を与えると同時に、八千代市の名を高めた方に対し、その榮譽をたたえ、贈られる賞。市民のふるさと意識の高揚に資することを目的としている。

第3節 スポーツ施設の充実

1. スポーツ施設の整備

《現状と課題》

現在、本市には、八千代総合運動公園内の市民体育館、野球場、庭球場、多目的広場のほか、八千代台近隣公園内の小体育館、運動広場、萱田地区公園内の野球場、庭球場、村上第1公園の庭球場などがあります。他にも睦スポーツ広場、ふれあいプラザのプール等及び総合生涯学習プラザ内のアリーナ、プール、トレーニング室やスタジオなどのスポーツ施設があります。

また、新たな施設として平成24年4月に上高野多目的グラウンドの供用が開始されたほか、平成25年4月には勝田台中央公園小体育館の供用が開始されます。さらに平成26年度には、県立八千代広域公園内に、小・中学校による総合体育祭等の全市的なスポーツ大会や各種スポーツイベントの開催など、スポーツ活動の中核的施設となる総合グラウンドの供用が予定されています。

こうした中、スポーツ施設の整備だけでなく、ハイキングコースの整備や公園、未利用地等の活用も含め、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも気軽にスポーツ活動ができる施設の充実が求められています。

《今後の取り組み》

- ①老朽化したスポーツ施設の改修に当たっては、利用者の利便性を考慮し、誰もが安心・安全に利用できる快適な施設の整備を目指し、改修工事や設備の充実を計画的に進めます。
- ②スポーツ施設の改修や整備に当たり、バリアフリーに配慮し、高齢者や障害のある人をはじめ、市民の誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。
- ③市民ニーズの高い新たなスポーツ施設を整備する際には、その必要性や財源の確保等、多面的に検討します。

2. スポーツ施設の活用

《現状と課題》

スポーツ施設を有効に活用するため、有料公園施設については指定管理者制度を導入し、利用者サービスの向上に努めています。また、競技スポーツを推進するため、体育協会加盟団体等の年間行事の調整を行い、年間を通じて安定した大会運営が行えるための支援をしています。しかし、スポーツ大会は年間を通じて土曜日・日曜日に集中しているため、市民がスポーツ施設を利用しにくい状況となっています。

スポーツ活動を推進する上では、今後とも利用者サービスの向上や利用しや

すいスポーツ施設の運営を通じて、市民がスポーツに親しむ場の提供や稼働率の向上を図る必要があります。

《今後の取り組み》

- ①スポーツ施設の運用面の改善については、利用時間、予約方法、設備や備品などの改善を検討し、利用しやすいスポーツ施設の有効活用を図ります。
- ②市民にとっての望ましい利用者サービスの提供を目指し、スポーツ施設の有効活用と適正管理を推進します。
- ③公園、広場、未利用地等を積極的に活用し、地域のスポーツ活動の場として有効活用を図ります。

3. 学校体育施設の整備及び活用

《現状と課題》

本市では、「スポーツ基本法」に基づき、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の学校体育施設（運動場、体育館、柔・剣道場、プール）の開放を行っています。地域のスポーツ活動の場として重要な役割を果たしており、毎年多くの市民が学校体育施設を使用してスポーツを楽しんでいます。

しかし、学校体育施設は学校教育を目的に建設されたものであり、地域のスポーツ活動を推進していく上では使用しにくい面もあり、施設の運用面も含めて改善を図る必要があります。

今後は、限られたスポーツ施設の中で、学校体育施設は、地域のスポーツ活動の拠点として教育活動に支障のない範囲で“貸す”“借りる”と言う考え方から、“学校と地域が貴重な資源を共有する”という考え方へ転換し、施設の有効活用を図る必要が求められています。

《今後の取り組み》

- ①使用者の利便性の向上を図るため、学校体育施設の改修にあたっては、市民ニーズに対応した整備・充実に努めます。
- ②学校体育施設開放事業のより効果的な運用を目指し、運用方法や管理体制の検討を行います。
- ③学校体育施設の効果的な使用促進を図るため、使用時間や使用方法の改善等を図ります。
- ④学校体育施設を総合型地域スポーツクラブの活動拠点と位置付け、使用団体との調整や連携を図ります。
- ⑤学校体育施設を使用している団体は固定化しているため、受益者負担のあり方について検討します。
- ⑥高等学校や大学の協力を得て、体育施設の有効活用について検討します。

資 料

1. スポーツ基本法	2 2
2. 八千代市スポーツ推進審議会条例	3 3
3. 八千代市スポーツ推進審議会委員名簿	3 5
4. スポーツに関する市民アンケートの結果	3 6
5. 八千代市スポーツ推進計画策定経過	5 4
6. 八千代市スポーツ推進計画（案）諮問	5 5
7. 八千代市スポーツ推進計画（案）答申	5 6

1. スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競

技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係

者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成シ

システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ事故の防止等）

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、

大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二條 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三條 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四條 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五條 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六條 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共

同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、

スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

2. 八千代市スポーツ推進審議会条例

平成 10 年 3 月 25 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 市に、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定による審議会その他の合議制の機関として、八千代市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 12 条例 18・全改, 平 23 条例 14・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、八千代市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について、調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平 23 条例 14・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民

(平 24 条例 28・一部改正)

3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年6月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の八千代市スポーツ振興審議会条例第3条第2項の規定により八千代市スポーツ振興審議会の委員に委嘱し、又は任命されている者は、第2条の規定による改正後の八千代市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により委員に委嘱し、又は任命されたものとみなし、その任期は、平成25年2月1日までとする。

附 則(平成24年条例第28号)

この条例は、平成25年2月2日から施行する。

3. 八千代市スポーツ推進審議会委員名簿

平成25年2月2日現在

委員	氏名	役職名	任期	備考
スポーツに関する 学識経験のある者 (1号委員)	コワタ ヒデオ 木幡 日出男	東京成徳大学 応用心理学部 教授	2年	
	タナハラ ユタカ 棚原 豊	八千代市医師会 会員 (八千代村上整形外科院長)	2年	
	ササキ マサル 佐々木 勝	八千代市体育協会 会長	2年	
	ウツギ ヤスヨ 宇津木 安代	八千代市レクリエーション協会 副会長	2年	
	ヨシズミ リュウイチ 吉住 柳市	八千代市スポーツ推進委員協議会 副会長	2年	
	ワカマツ リュウジ 若松 竜二	八千代市小中学校体育連盟 会長 (大和田中学校校長)	2年	
	イワサワ ヨシタカ 岩澤 良隆	八千代中央コミュニティスポーツクラ ブ 理事長	2年	
関係行政機関の 職員 (2号委員)	ミヤモト サチエ 宮本 幸枝	千葉県習志野健康福祉センター 地域保健福祉課長	2年	
市民 (3号委員)	ハギシマ ケン 萩島 賢	市民公募委員	2年	
	フジタ ユリコ 藤田 百合子	市民公募委員	2年	

(任期：平成25年2月2日～平成27年2月1日)

4. スポーツに関する市民アンケートの結果

I 調査概要

1. 市民アンケートの趣旨

平成23年8月に施行された国のスポーツ基本法に基づき、新たに策定された「スポーツ基本計画」を参酌し、本市の実情に即した「(仮称)八千代市スポーツ推進計画」を策定するため、市民の皆様が日頃スポーツに関してどのような意識を持っているか、何を求めているかを把握し、計画策定の基礎資料といたします。

2. 調査期間 平成24年2月13日(金)～平成24年2月27日(月)

3. 調査対象 住民基本台帳から抽出した者 2,000名

※内訳は八千代市を7地域に分けて、各地域別に人口按分し、10代(18歳以上)から80代までの男性1,000名、女性1,000名

4. 調査方法 郵送法

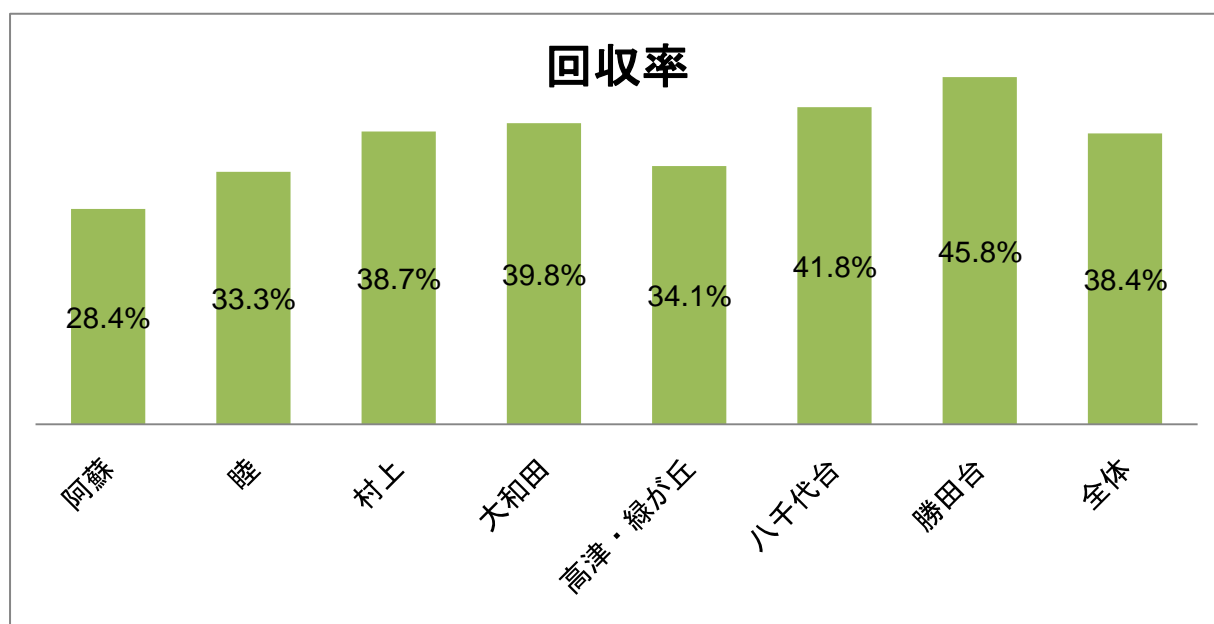
5. 回収結果

(1) アンケートの回収状況

標本数	有効回収数	有効回収率
2,000	768	38.4%

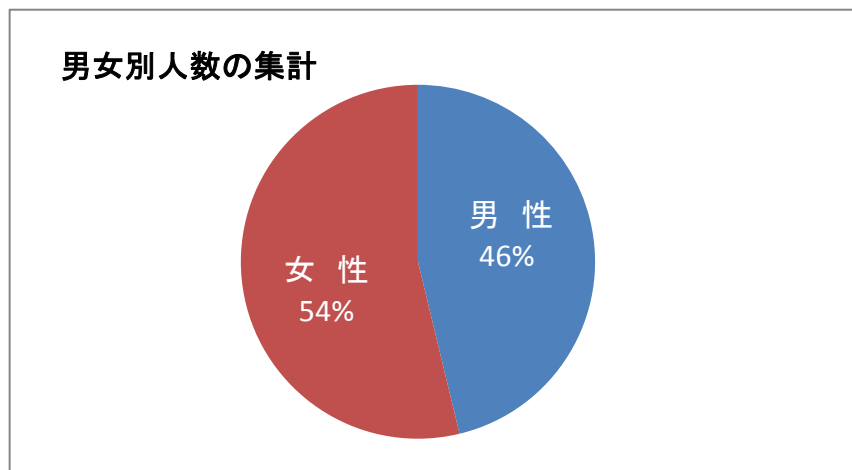
※返送されたアンケートは770部だが、そのうち2部は本人が記載できない旨の記入があり、無回答であったため省きました。

(2) 地区別回収率



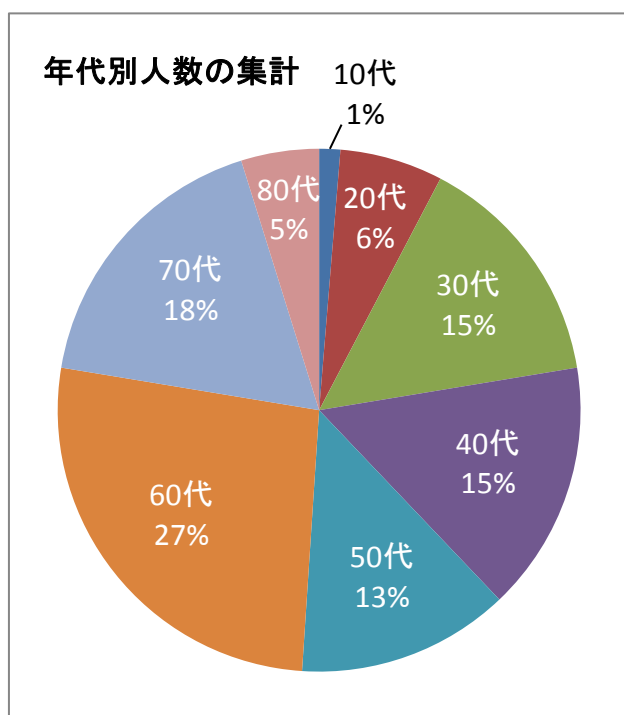
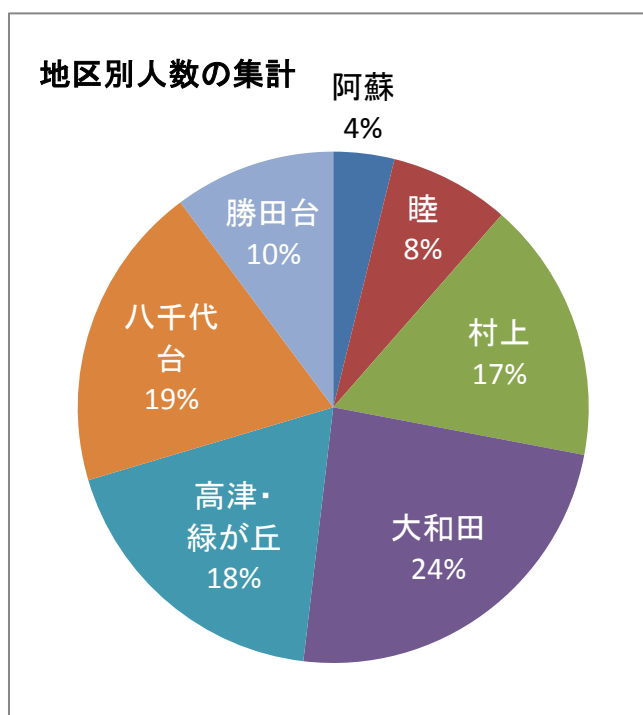
(3) 男女別回収結果

1	男性	355
2	女性	413
	合計	768



(4) 地域別・年代別回収結果

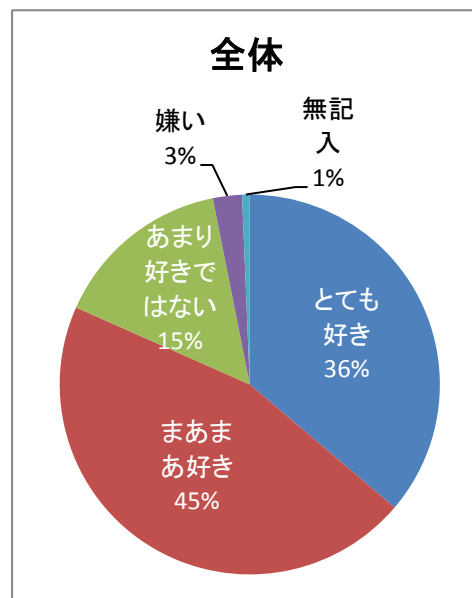
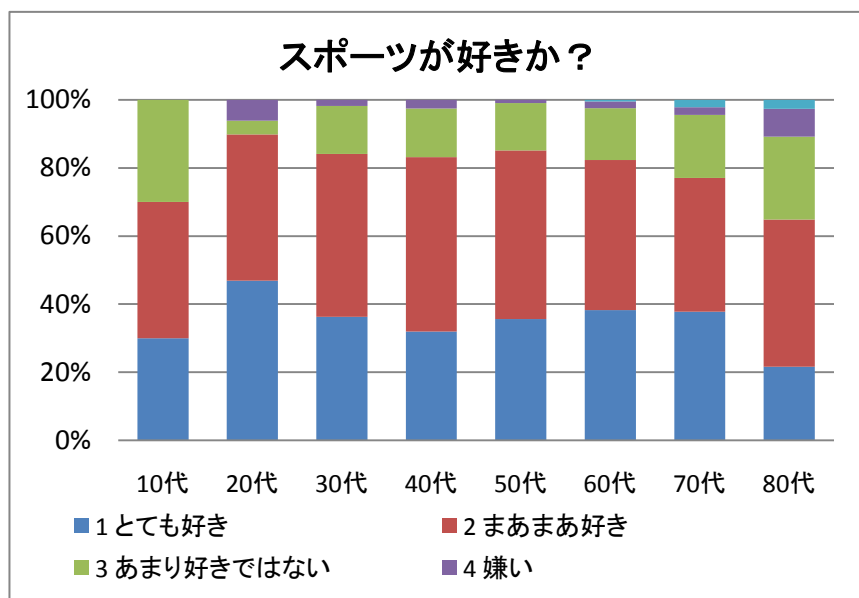
地域	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合
1 阿蘇	0	1	4	3	4	8	10	1	31	4%
2 睦	0	3	2	40	2	11	2	1	61	8%
3 村上	0	9	25	21	24	34	17	3	133	17%
4 大和田	5	15	30	36	27	45	25	9	192	24%
5 高津・緑が丘	1	9	30	22	23	40	19	5	149	18%
6 八千代台	3	7	14	22	15	46	38	11	156	19%
7 勝田台	1	5	8	11	6	20	24	7	82	10%
合計	10	49	113	119	101	204	135	37	768	100%
割合	1%	6%	15%	15%	13%	27%	18%	5%	100%	



Ⅱ 調査結果

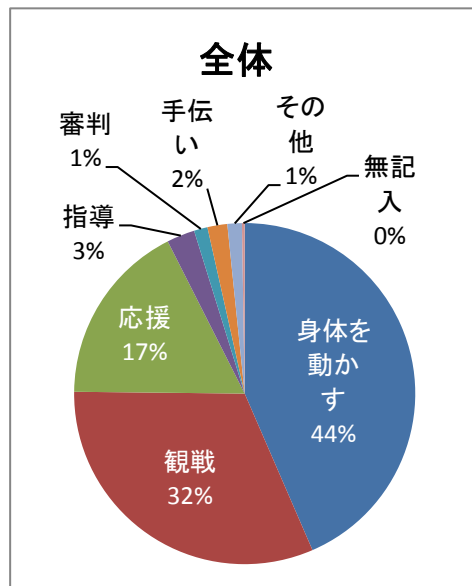
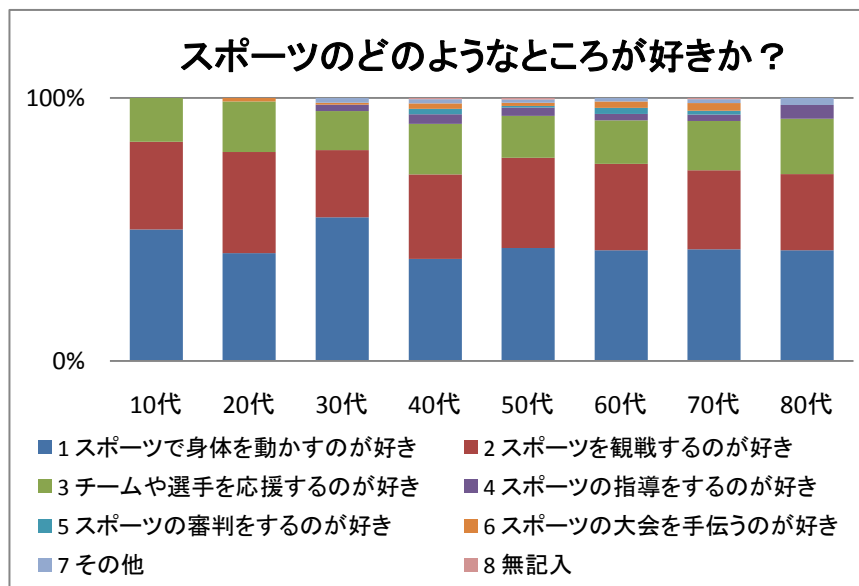
問1 あなたは、スポーツが好きですか？(○は1つ)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 とても好き	3	23	41	38	36	78	51	8	278	36%
2 まあまあ好き	4	21	54	61	50	90	53	16	349	45%
3 あまり好きではない	3	2	16	17	14	31	25	9	117	15%
4 嫌い	0	3	2	3	1	4	3	3	19	3%
5 無記入	0	0	0	0	0	1	3	1	5	1%
合計	10	49	113	119	101	204	135	37	768	100%



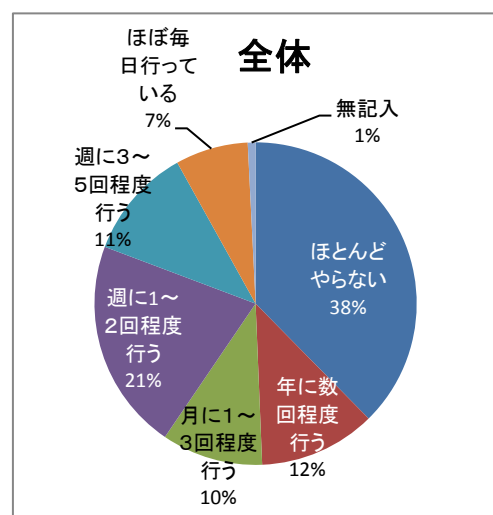
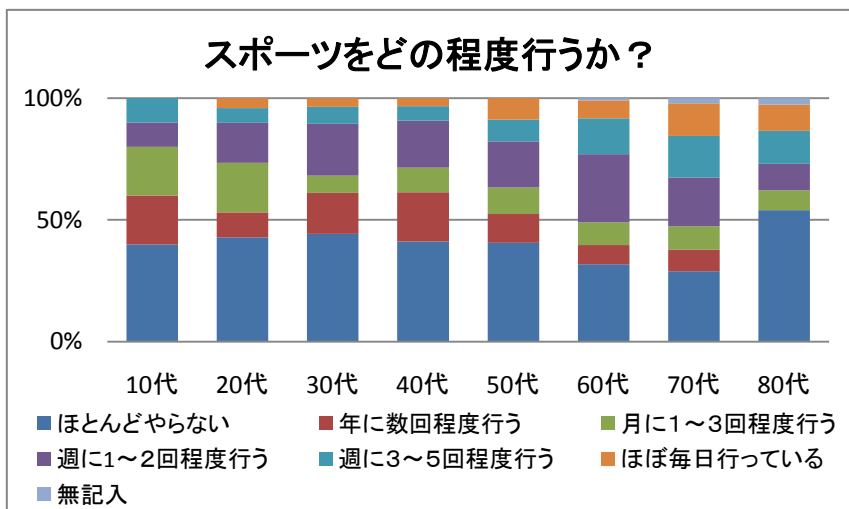
問2 あなたは、スポーツのどのようなところが好きですか？(○はいくつでも) ※627名

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 スポーツで身体を動かすのが好き	6	32	88	75	70	133	88	16	508	44%
2 スポーツを観戦するのが好き	4	30	41	62	56	104	62	11	370	32%
3 チームや選手を応援するのが好き	2	15	24	37	26	52	39	8	203	17%
4 スポーツの指導をするのが好き	0	0	4	7	5	8	5	2	31	3%
5 スポーツの審判をするのが好き	0	0	0	4	1	7	3	0	15	1%
6 スポーツの大会を手伝うのが好き	0	1	1	4	2	8	6	0	22	2%
7 その他	0	0	3	3	2	4	3	1	16	1%
8 無記入	0	0	0	1	1	0	1	0	3	0%
合計	12	78	161	193	163	316	207	38	1168	100%



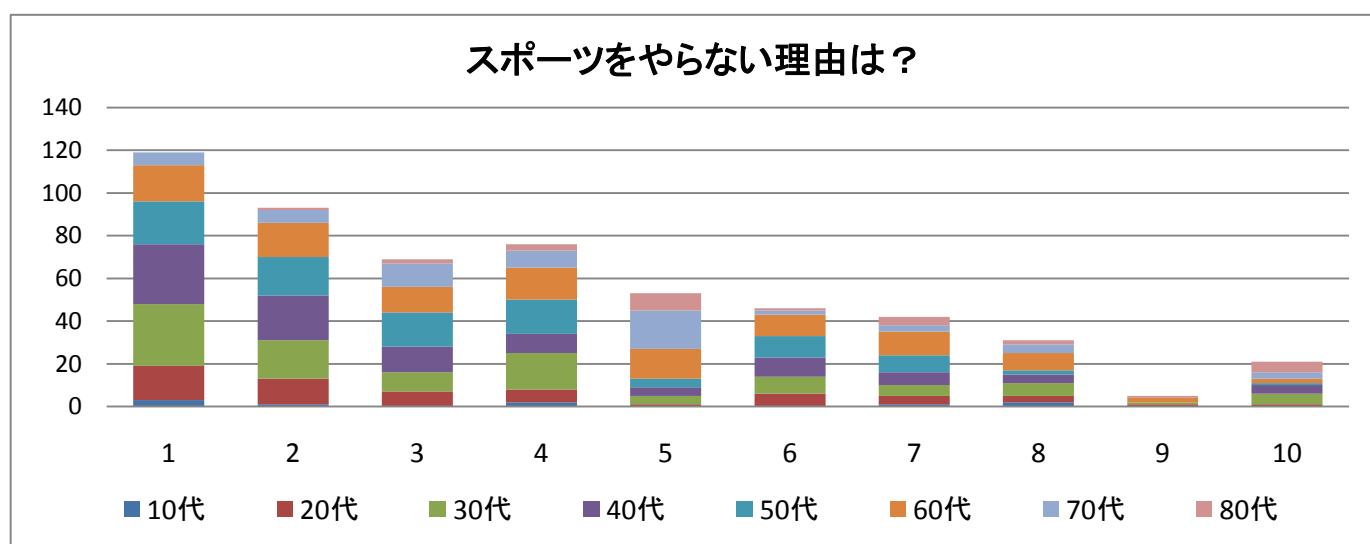
問3. あなたは、スポーツをどの程度行っていますか？（○は1つ）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 ほとんどやらない	4	21	50	49	41	65	39	20	289	38%
2 年に数回程度行う	2	5	19	24	12	16	12	0	90	12%
3 月に1～3回程度行う	2	10	8	12	11	19	13	3	78	10%
4 週に1～2回程度行う	1	8	24	23	19	57	27	4	163	21%
5 週に3～5回程度行う	1	3	8	7	9	30	23	5	86	11%
6 ほぼ毎日行っている	0	2	4	4	9	15	18	4	56	7%
7 無記入	0	0	0	0	0	2	3	1	6	1%
合計	10	49	113	119	101	204	135	37	768	100%



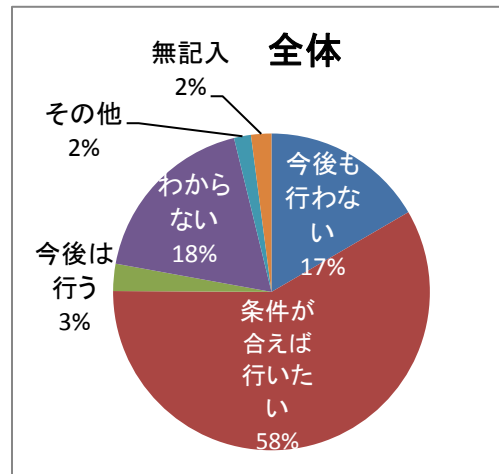
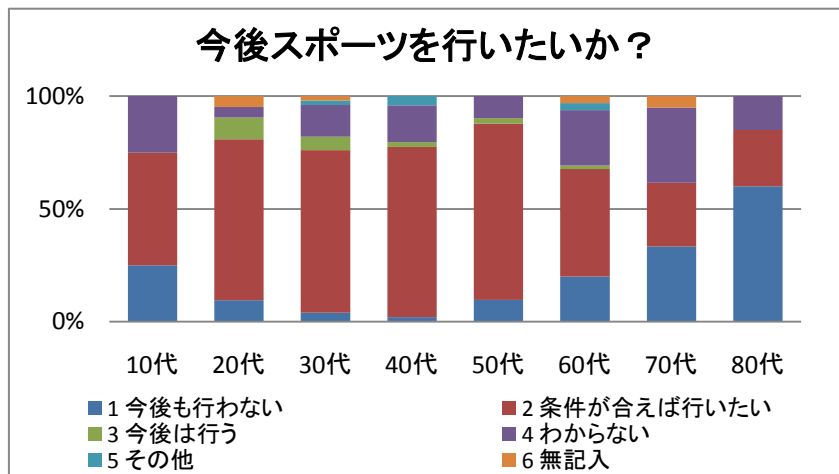
問4. あなたが、スポーツをほとんどやらない理由を教えてください？（○はいくつでも）※289名

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 忙しくて時間がないから	3	16	29	28	20	17	6	0	119	21%
2 仕事や家事で疲れているから	1	12	18	21	18	16	6	1	93	17%
3 身近に適切な施設や場所がない	0	7	9	12	16	12	11	2	69	12%
4 適当な相手や仲間がないから	2	6	17	9	16	15	8	3	76	14%
5 健康上の理由から	0	1	4	4	4	14	18	8	53	9%
6 お金がかかるから	0	6	8	9	10	10	2	1	46	8%
7 スポーツが好きではないから	1	4	5	6	8	11	3	4	42	8%
8 何をしていたかわからないから	2	3	6	4	2	8	4	2	31	6%
9 適当な指導者がいないから	0	1	1	0	0	2	0	1	5	1%
10 その他	0	1	5	4	1	2	3	5	21	4%
11 無記入	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0%
合計	9	58	102	97	95	107	61	27	556	100%



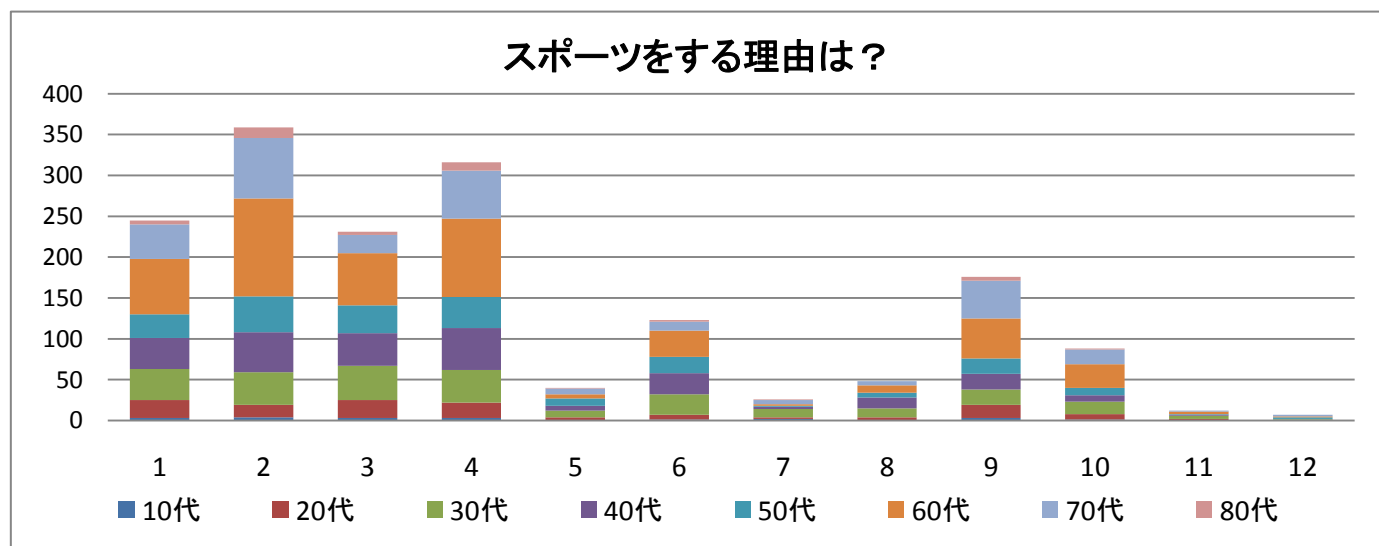
問5. あなたは、今後スポーツを行いたいと思いますか？（○は1つ） ※289名

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 今後も行わない	1	2	2	1	4	13	13	12	48	17%
2 条件が合えば行いたい	2	15	36	37	32	31	11	5	169	58%
3 今後は行う	0	2	3	1	1	1	0	0	8	3%
4 わからない	1	1	7	8	4	16	13	3	53	18%
5 その他	0	0	1	2	0	2	0	0	5	2%
6 無記入	0	1	1	0	0	2	2	0	6	2%
合計	4	21	50	49	41	65	39	20	289	100%



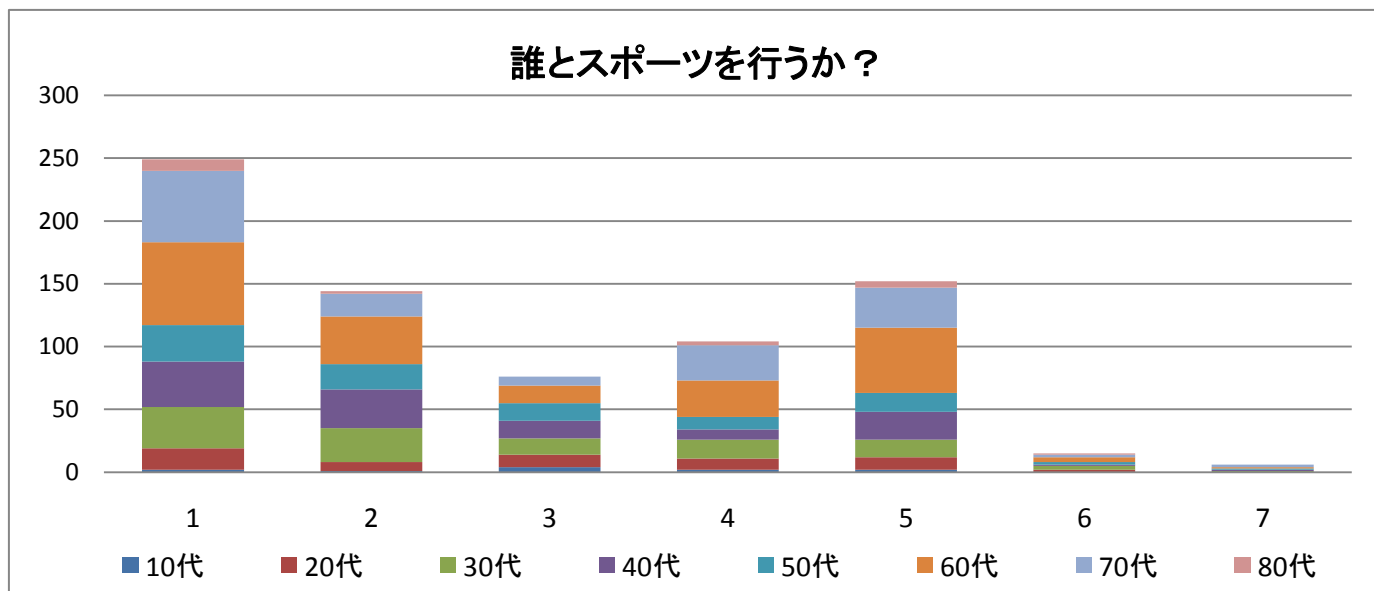
問6. あなたが、スポーツをする理由を教えてください？（○はいくつでも） ※627名

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 楽しみのため	3	22	38	38	29	68	42	5	245	15%
2 健康の維持、体力づくりのため	4	15	40	49	44	120	74	13	359	21%
3 気晴らしやストレス発散のため	3	22	42	40	34	64	22	4	231	14%
4 運動不足解消のため	3	19	40	51	38	96	59	10	316	19%
5 記録や能力を向上させるため	0	4	8	6	9	5	7	1	40	2%
6 美容や肥満解消のため	1	6	25	26	20	32	11	2	123	7%
7 人格形成・精神修養のため	2	2	10	3	1	2	5	1	26	2%
8 家族とのふれあいのため	0	4	11	13	6	9	5	0	48	3%
9 友人・知人とのふれあいのため	3	16	19	19	19	49	46	5	176	11%
10 仲間づくりのため	1	7	15	8	9	29	18	1	88	5%
11 その他	0	2	4	1	1	3	1	0	12	1%
12 無記入	1	0	1	0	2	1	2	0	7	0%
合計	21	119	253	254	212	478	292	42	1671	100%



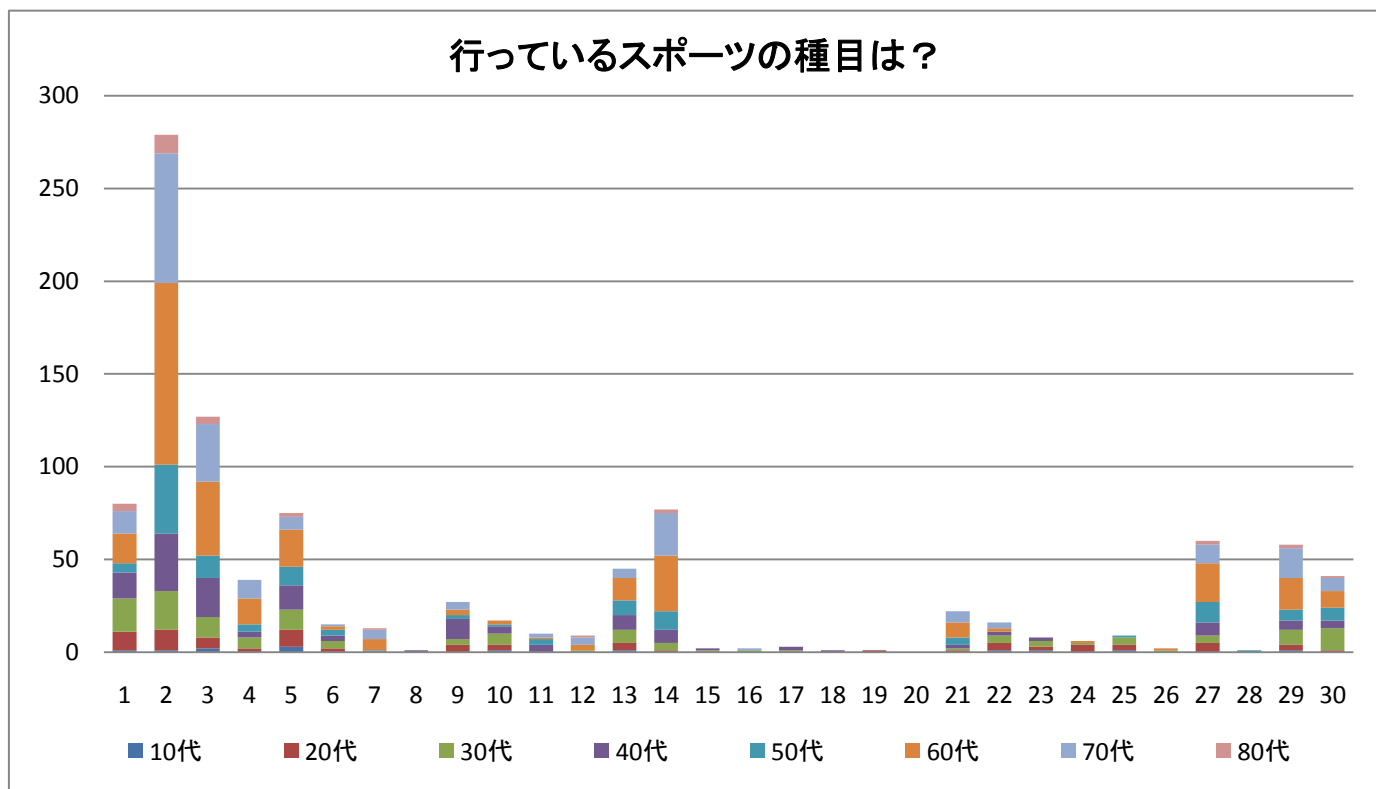
問7. あなたは、誰とスポーツを行いますか？（〇はいくつでも） ※627名

		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1	自分ひとり	2	17	33	36	29	66	57	9	249	34%
2	家族と	1	7	27	31	20	38	18	2	144	19%
3	職場や学校の仲間と	4	10	13	14	14	14	7	0	76	10%
4	地域の仲間と	2	9	15	8	10	29	28	3	104	14%
5	所属している同好のグループ	2	10	14	22	15	52	32	5	152	20%
6	その他	0	2	3	1	2	4	2	1	15	2%
7	無記入	0	0	1	1	1	1	2	0	6	1%
	合計	11	55	106	113	91	204	146	20	746	100%



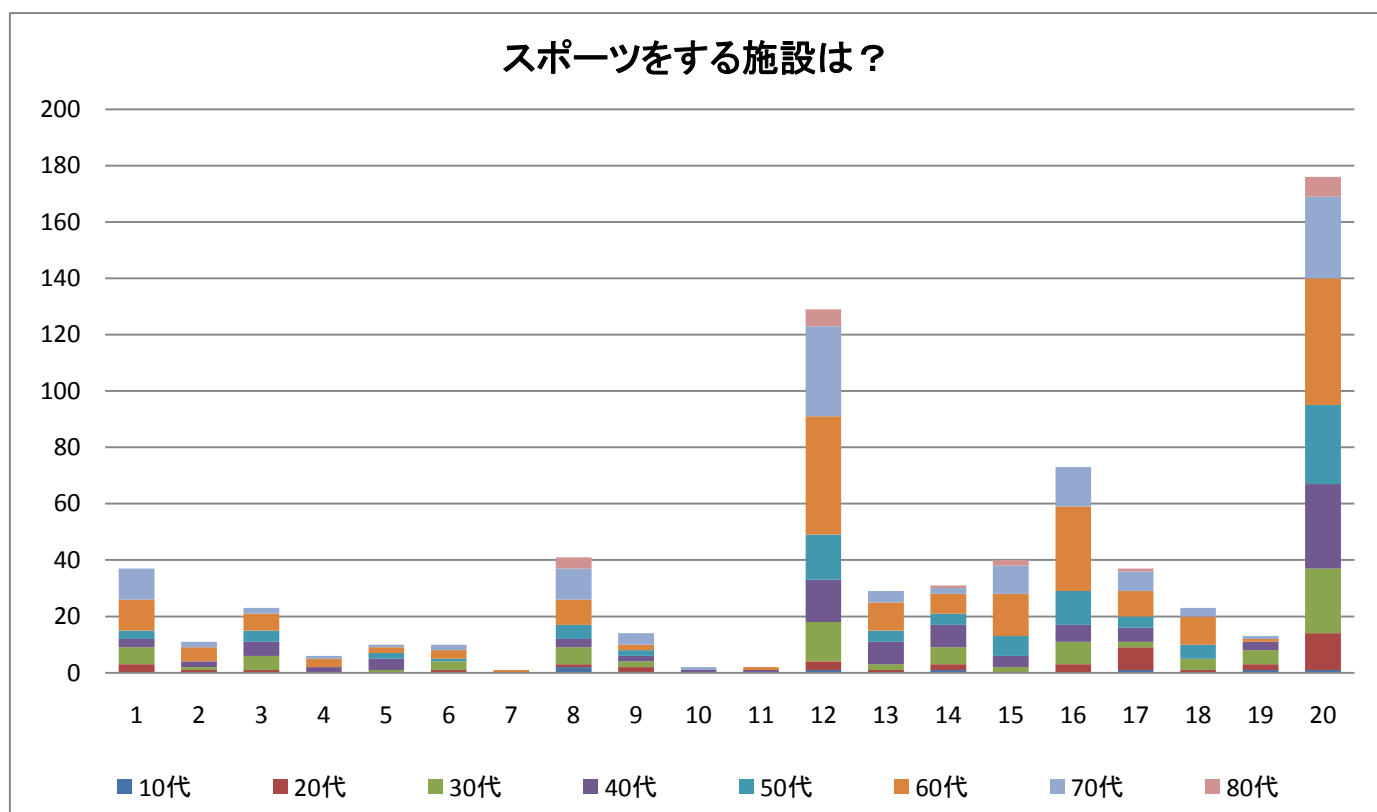
問8. あなたが行っているスポーツの種目を教えてください？（〇はいくつでも） ※627名

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合
1 ジョギング・ランニング	1	10	18	14	5	16	12	4	80	8%
2 ウォーキング・散歩	1	11	21	31	37	98	70	10	279	26%
3 体操・ストレッチ	2	6	11	21	12	40	31	4	127	12%
4 ヨガ・気功・太極拳	0	2	6	3	4	14	10	0	39	4%
5 筋カトレニング	3	9	11	13	10	20	7	2	75	7%
6 エアロビクス	0	2	4	3	3	2	1	0	15	1%
7 社交ダンス・フォークダンス	0	0	0	0	1	6	5	1	13	1%
8 ヒップホップ・ジャズダンス	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0%
9 野球	0	4	3	11	2	3	4	0	27	3%
10 サッカー	1	3	6	4	1	2	0	0	17	2%
11 ソフトボール	0	0	0	4	3	1	2	0	10	1%
12 グラウンドゴルフ	0	0	1	0	0	3	4	1	9	1%
13 テニス	1	4	7	8	8	12	5	0	45	4%
14 ゴルフ	0	1	4	7	10	30	23	2	77	7%
15 柔道	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0%
16 剣道	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0%
17 空手	0	0	1	2	0	0	0	0	3	0%
18 少林寺拳法	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0%
19 弓道	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0%
20 アーチェリー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
21 卓球	0	1	1	2	4	8	6	0	22	2%
22 バドミントン	1	4	4	2	0	2	3	0	16	2%
23 バスケットボール	1	2	3	2	0	0	0	0	8	1%
24 バレーボール	0	4	1	0	0	1	0	0	6	1%
25 フットサル	1	3	4	0	1	0	0	0	9	1%
26 インディアカ	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0%
27 水泳	0	5	4	7	11	21	10	2	60	6%
28 陸上競技	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0%
29 自転車	1	3	8	5	6	17	16	2	58	5%
30 その他	0	1	12	4	7	9	7	1	41	4%
31 無記入	1	0	1	1	2	2	3	0	10	1%
合計	14	76	134	147	128	308	220	29	1056	100%



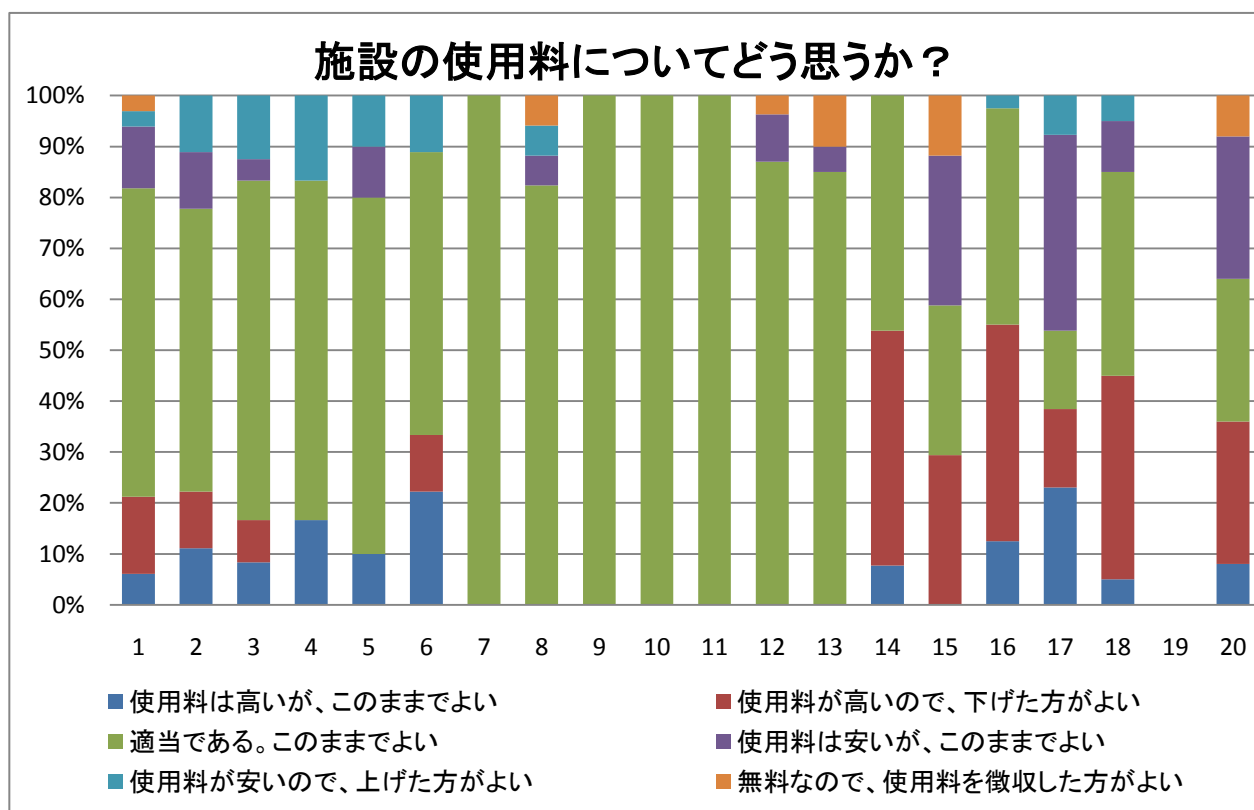
問9. あなたのスポーツをする施設を教えてください？（〇はいくつでも） ※627名

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合
1 市民体育館	0	3	6	3	3	11	11	0	37	5%
2 八千代総合運動公園野球場	0	1	1	2	0	5	2	0	11	2%
3 八千代総合運動公園テニスコート	0	1	5	5	4	6	2	0	23	3%
4 萱田地区公園野球場	0	0	0	2	0	3	1	0	6	1%
5 萱田地区公園テニスコート	0	0	1	4	2	2	1	0	10	1%
6 村上第1公園テニスコート	0	1	3	0	1	3	2	0	10	1%
7 八千代台近隣公園小体育館	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0%
8 近隣公園運動広場・自由広場	2	1	6	3	5	9	11	4	41	6%
9 八千代総合運動公園多目的広場	0	2	2	2	2	2	4	0	14	2%
10 村上グラウンド	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0%
11 睦スポーツ広場	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0%
12 新川遊歩道	1	3	14	15	16	42	32	6	129	17%
13 市内小・中学校の体育施設	0	1	2	8	4	10	4	0	29	4%
14 総合生涯学習プラザ	1	2	6	8	4	7	2	1	31	4%
15 ふれあいプラザ	0	0	2	4	7	15	10	2	40	6%
16 市内の民間のスポーツクラブ	0	3	8	6	12	30	14	0	73	10%
17 市外の公共スポーツ施設	1	8	2	5	4	9	7	1	37	5%
18 市外の民間のスポーツクラブ	0	1	4	0	5	10	3	0	23	3%
19 職場のスポーツ施設	1	2	5	3	0	1	1	0	13	2%
20 その他	1	13	23	30	28	45	29	7	176	24%
21 無記入	1	1	5	5	4	7	7	1	31	4%
合計	8	43	95	107	101	219	144	22	739	100%



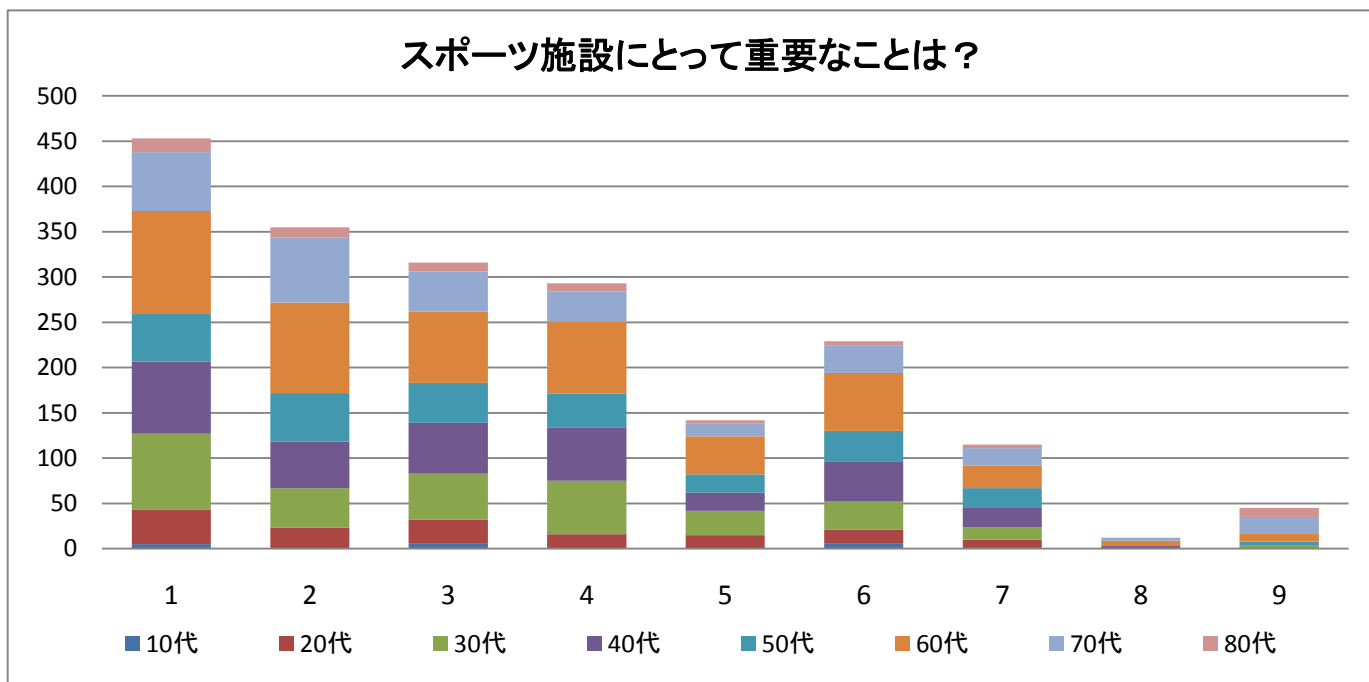
問10. 問9で回答した施設の使用料についてあなたは、どのように感じていますか。当てはまるところにその施設の番号を入れてください。(問9で○を付けた施設)

		使用料は高いが、このままでよい	使用料が高いので、下げた方がよい	適当である。このままでよい	使用料は安い、このままでよい	使用料が安いので、上げた方がよい	無料なので、使用料を徴収した方がよい
1	市民体育館	2	5	20	4	1	1
2	八千代総合運動公園野球場	1	1	5	1	1	0
3	八千代総合運動公園テニスコート	2	2	16	1	3	0
4	萱田地区公園野球場	1	0	4	0	1	0
5	萱田地区公園テニスコート	1	0	7	1	1	0
6	村上第1公園テニスコート	2	1	5	0	1	0
7	八千代台近隣公園小体育館	0	0	2	0	0	0
8	近隣公園運動広場・自由広場	0	0	14	1	1	1
9	八千代総合運動公園多目的広場	0	0	5	0	0	0
10	村上グラウンド	0	0	2	0	0	0
11	睦スポーツ広場	0	0	1	0	0	0
12	新川遊歩道	0	0	47	5	0	2
13	市内小・中学校の体育施設	0	0	17	1	0	2
14	総合生涯学習プラザ	2	12	12	0	0	0
15	ふれあいプラザ	0	5	5	5	0	2
16	市内の民間のスポーツクラブ	5	17	17	0	1	0
17	市外の公共スポーツ施設	3	2	2	5	1	0
18	市外の民間のスポーツクラブ	1	8	8	2	1	0
19	職場のスポーツ施設	0	0	0	0	0	0
20	その他	2	7	7	7	0	2



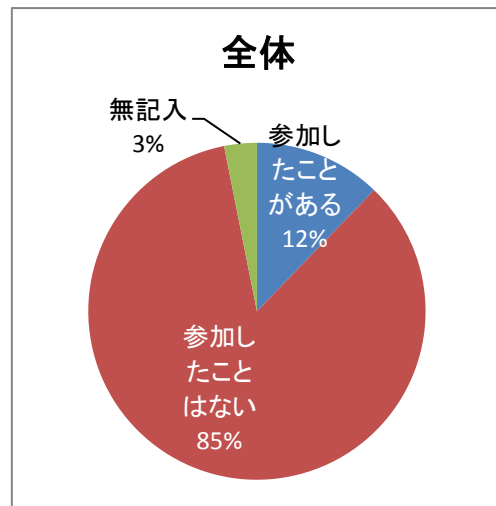
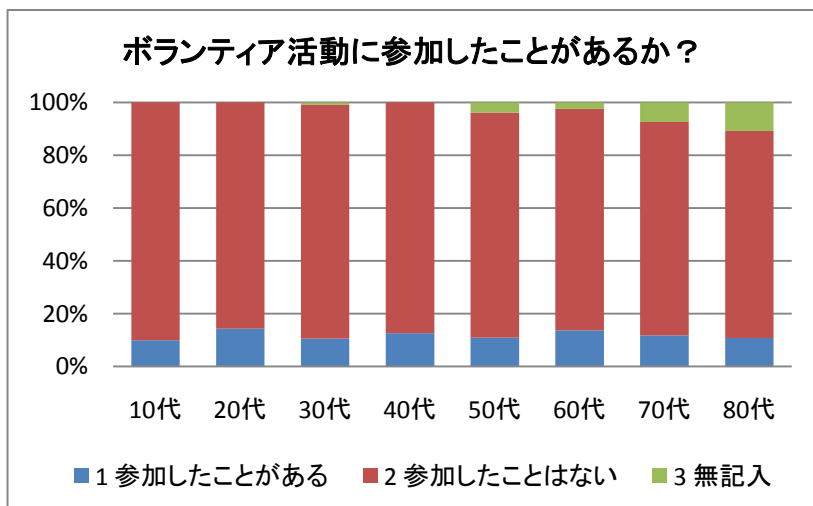
問11. スポーツ施設にとって重要なことは何ですか？（○は3つまで）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 使用料がかからない又は安い	5	38	84	80	52	114	65	15	453	23%
2 家や職場に近く、交通の便がよい	1	22	44	51	54	100	72	11	355	18%
3 施設や設備が整っている	6	26	51	56	44	79	44	10	316	16%
4 駐車場がある	1	15	59	59	37	80	33	9	293	15%
5 利用時間帯が適している	1	14	27	20	20	42	14	4	142	7%
6 予約や利用手続きが簡単	6	15	31	44	34	64	30	5	229	12%
7 職員やスタッフの対応がよい	2	8	14	21	22	25	19	4	115	6%
8 その他	1	0	0	2	0	6	3	0	12	1%
9 無記入	0	0	4	0	4	9	18	10	45	2%
合計	23	138	314	333	267	519	298	68	1960	100%



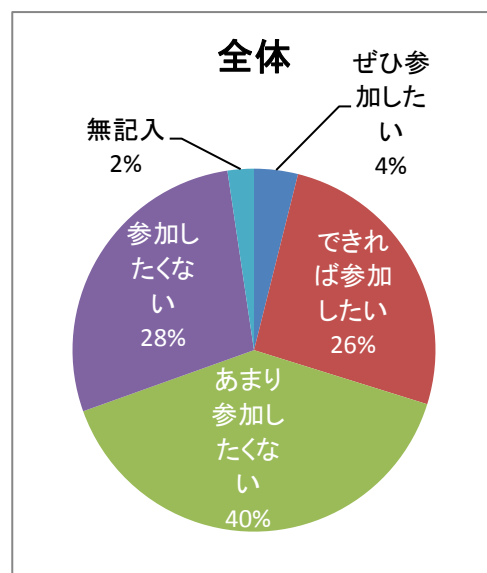
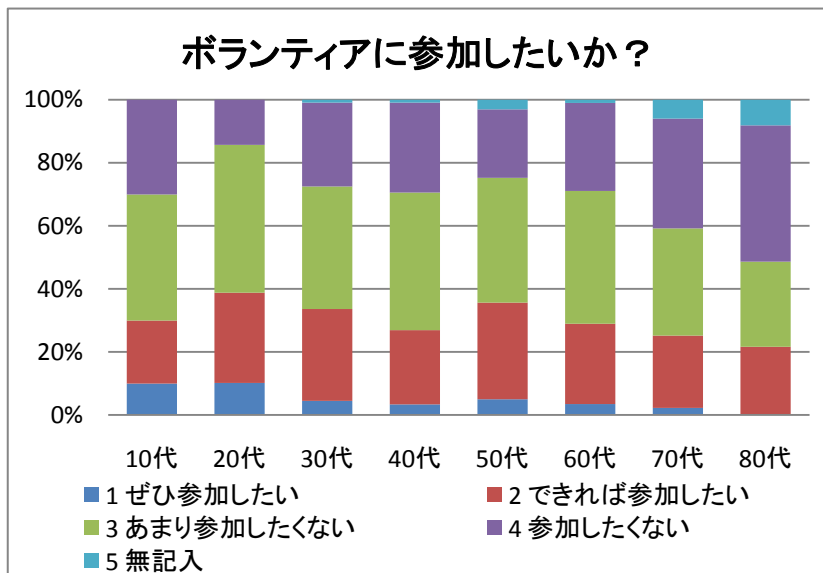
問12. あなたは、今までに何らかのスポーツに係るボランティア活動に参加したことがありますか？（○は1つ）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 参加したことがある	1	7	12	15	11	28	16	4	94	12%
2 参加したことはない	9	42	100	104	86	171	109	29	650	85%
3 無記入	0	0	1	0	4	5	10	4	24	3%
合計	10	49	113	119	101	204	135	37	768	100%



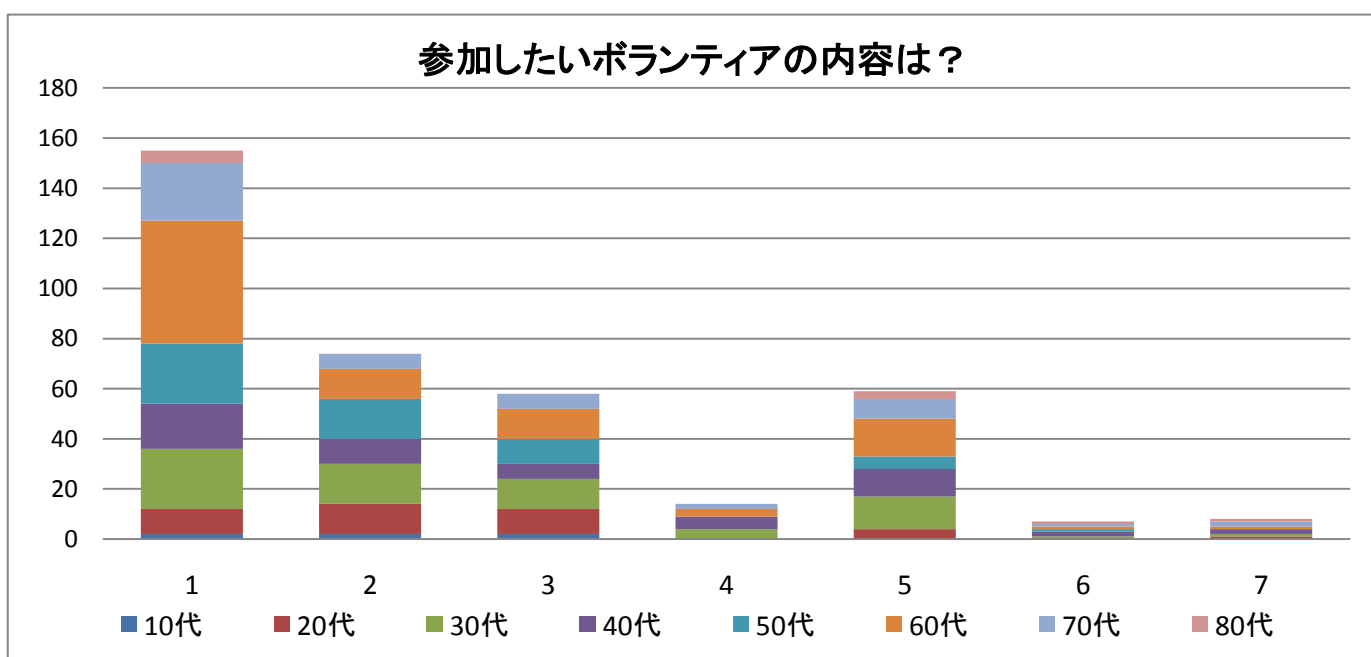
問13. 八千代市で開催されるスポーツの大会やイベントにボランティアとして参加したいですか？（○は1つ）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 ぜひ参加したい	1	5	5	4	5	7	3	0	30	4%
2 できれば参加したい	2	14	33	28	31	52	31	8	199	26%
3 あまり参加したくない	4	23	44	52	40	86	46	10	305	40%
4 参加したくない	3	7	30	34	22	57	47	16	216	28%
5 無記入	0	0	1	1	3	2	8	3	18	2%
合計	10	49	113	119	101	204	135	37	768	100%



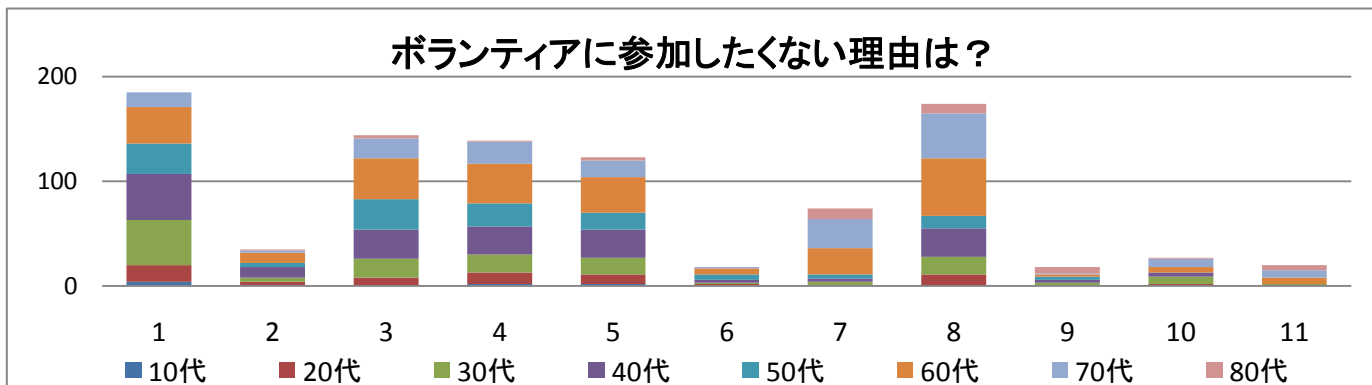
問14. 参加したいボランティア活動はどのような内容のものですか？（○は1つ） ※229名

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 市が企画するスポーツ行事	2	10	24	18	24	49	23	5	155	41%
2 プロなどのスポーツイベント	2	12	16	10	16	12	6	0	74	20%
3 インターハイなどの大きな大会	2	10	12	6	10	12	6	0	58	15%
4 監督やコーチなどの指導者	0	0	4	5	0	3	2	0	14	4%
5 地域の子どもの指導・育成	0	4	13	11	5	15	8	3	59	16%
6 その他	0	0	1	2	1	1	1	1	7	2%
7 無記入	0	1	1	2	0	1	2	1	8	2%
合計	6	37	71	54	56	93	48	10	375	100%



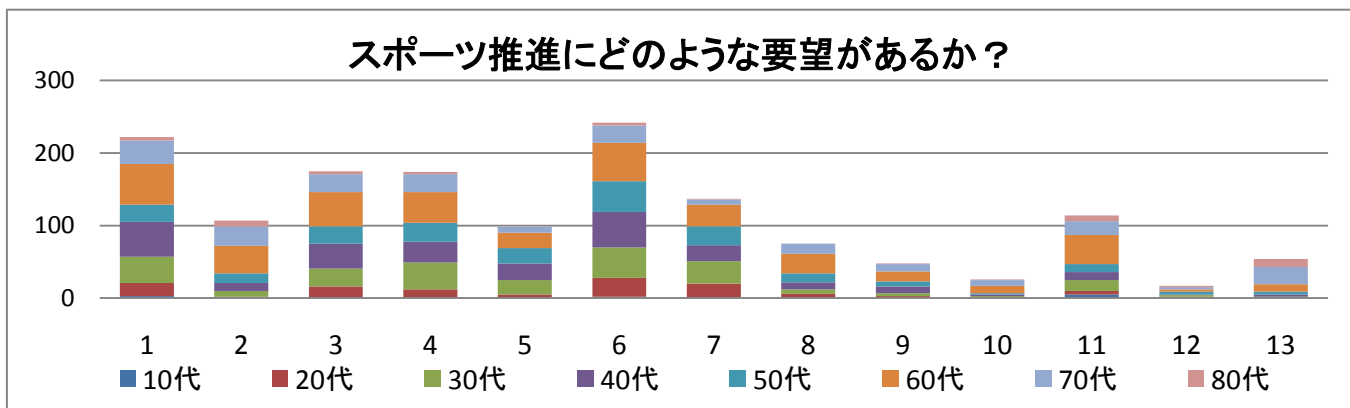
問15. ボランティア活動に参加したくない理由は何ですか？（〇はいくつでも） ※521名

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 忙しくて時間がない	4	16	43	44	29	35	14	0	185	19%
2 スポーツに興味がない	1	3	4	10	4	10	2	1	35	4%
3 自分の都合と時間が合わない	0	8	18	28	29	39	19	3	144	15%
4 わずらわしい・面倒	2	11	17	27	22	38	21	1	139	14%
5 何をするのかわからない	2	9	16	27	16	34	16	3	123	13%
6 お金がかかる	0	2	1	3	5	6	1	0	18	2%
7 健康上の理由からできない	0	1	3	3	4	25	28	10	74	8%
8 自分にできる自信がない	1	10	17	27	12	55	43	9	174	18%
9 家族の理解や同意が得られない	0	0	3	3	3	2	1	6	18	2%
10 その他	1	1	7	4	0	5	8	1	27	3%
11 無記入	0	0	2	0	0	6	7	5	20	2%
合計	11	61	131	176	124	255	160	39	957	100%



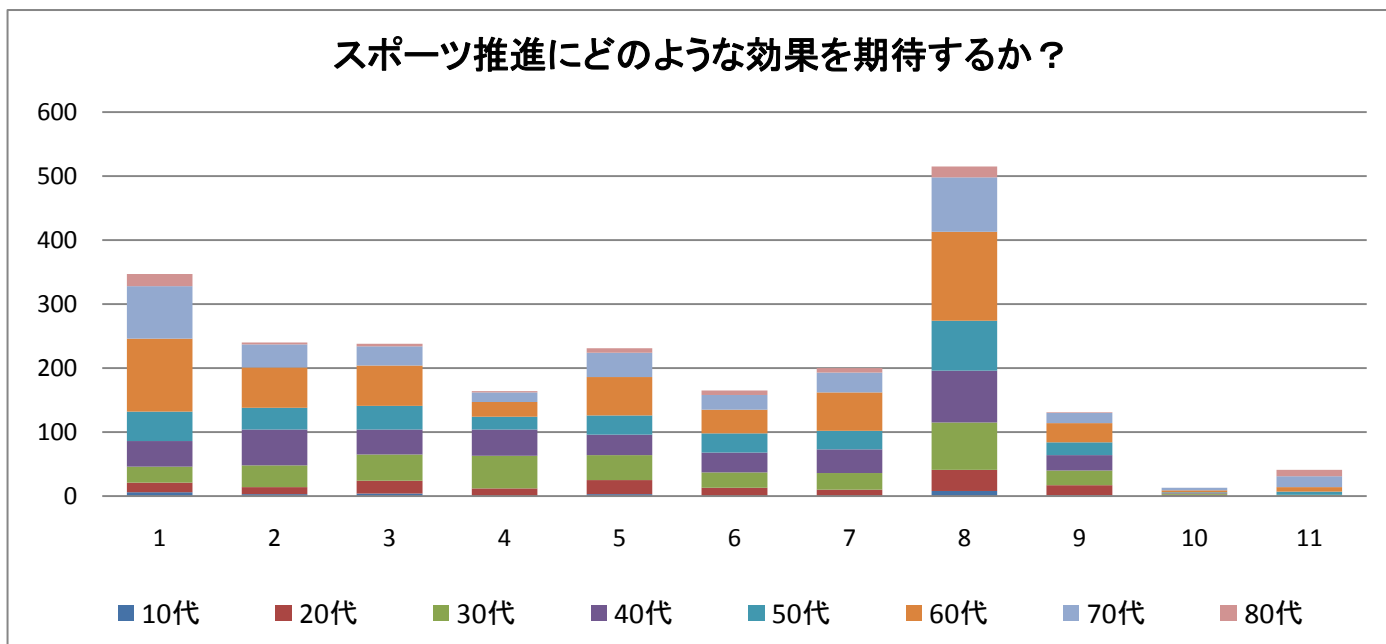
問16. スポーツ推進に、あなたは、どのような要望がありますか？（〇は3つまで）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 学校体育施設の開放・整備	3	18	36	48	24	56	32	5	222	15%
2 公共施設で健康や体力等の相談	0	2	8	11	13	38	27	8	107	7%
3 地域クラブやサークルの育成・情報	1	15	25	34	24	47	25	4	175	12%
4 各種スポーツ教室の開催	1	11	37	29	26	42	25	3	174	12%
5 プロスポーツの試合の開催	0	5	20	23	21	21	8	0	98	6%
6 スポーツ施設の整備・充実	2	26	42	49	42	53	24	4	242	16%
7 スポーツ施設の使用時間の拡大	1	19	31	22	26	30	7	1	137	9%
8 スポーツに関する広報活動	0	6	6	10	12	27	14	0	75	5%
9 スポーツ指導者の養成	0	3	4	9	7	14	10	1	48	3%
10 スポーツボランティアの支援	0	0	3	2	2	10	8	1	26	2%
11 特にない	5	5	15	11	11	40	19	8	114	8%
12 その他	1	1	2	1	4	3	3	2	17	1%
11 無記入	0	0	2	3	4	10	24	11	54	4%
合計	14	111	231	252	216	391	226	48	1489	100%



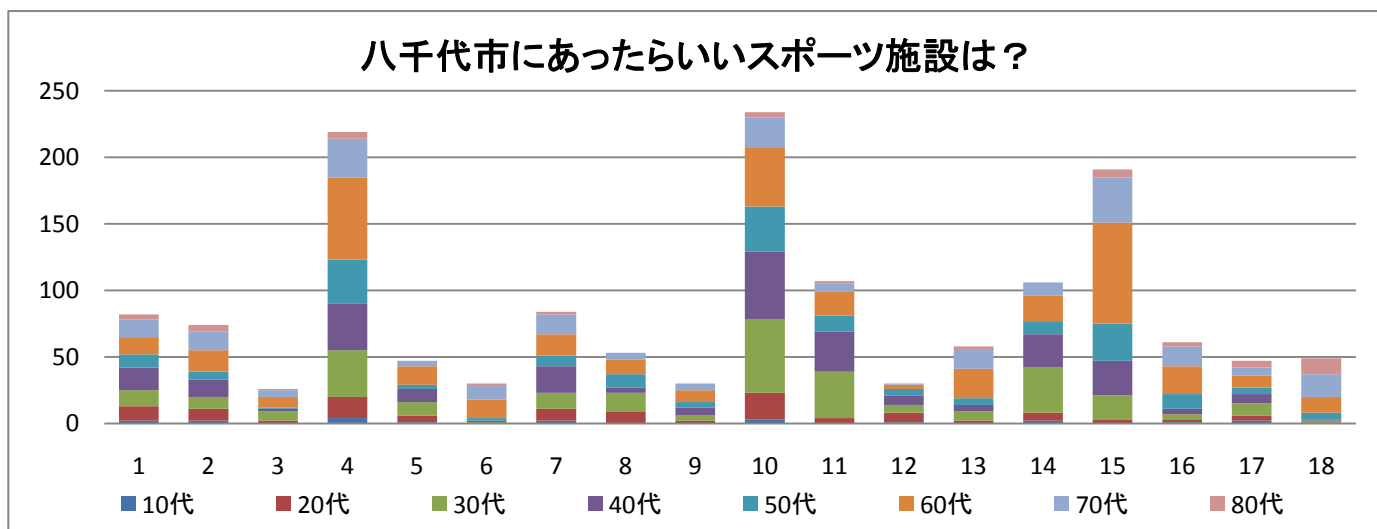
問17. スポーツ推進に、あなたは、どのような効果を期待しますか？（〇はいくつでも）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 高齢者の生きがいづくり	6	15	25	40	46	114	82	19	347	15%
2 青少年の健全育成	3	11	34	56	34	63	36	3	240	10%
3 余暇時間の有効活用	4	20	41	39	37	63	30	4	238	10%
4 親子や家族の交流	0	12	51	41	20	23	15	2	164	7%
5 地域のコミュニティの形成	3	22	39	32	30	60	38	7	231	10%
6 世代間交流の促進	0	13	24	31	30	37	23	7	165	7%
7 地域全体の活性化	0	10	26	37	29	60	31	7	200	9%
8 健康・体力の増進	8	33	74	81	78	139	85	17	515	23%
9 スポーツ施設の有効活用	1	16	23	24	20	30	16	1	131	6%
10 その他	0	2	2	1	1	3	4	0	13	1%
11 無記入	0	0	2	0	5	7	17	10	41	2%
合計	25	154	341	382	330	599	377	77	2285	100%



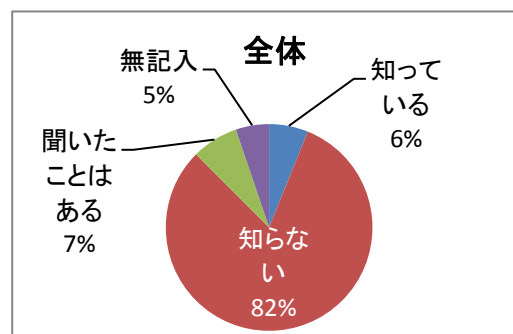
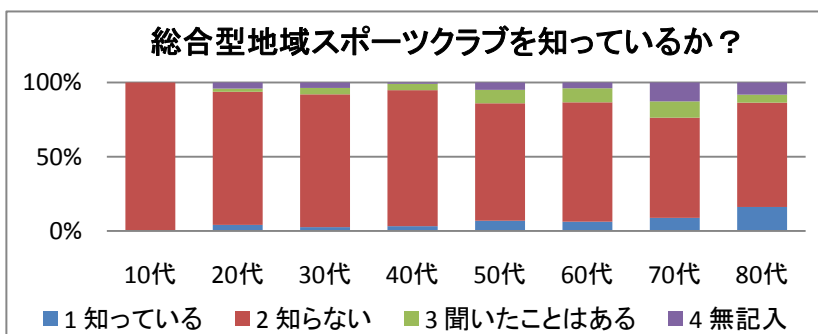
問18. 八千代市にどのようなスポーツ施設があったらいいと思いますか？（○は3つまで）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 市民体育館	2	11	12	17	10	13	13	4	82	5%
2 小体育館	2	9	9	13	6	16	14	5	74	5%
3 武道場	0	2	7	2	1	8	5	1	26	2%
4 トレーニングセンター	4	16	35	35	33	62	29	5	219	14%
5 サッカー場	1	5	10	10	3	14	4	0	47	3%
6 グラウンドゴルフ場	0	0	1	1	2	14	10	2	30	2%
7 総合運動場	2	9	12	20	8	16	15	2	84	6%
8 テニス場	0	9	14	4	10	11	5	0	53	3%
9 野球場	0	2	4	6	4	9	5	0	30	2%
10 屋内プール	3	20	55	51	34	44	23	4	234	15%
11 屋外プール	0	4	35	30	12	18	6	2	107	7%
12 フットサル場	1	7	6	7	5	3	1	0	30	2%
13 パークゴルフ場	0	2	7	5	5	22	15	2	58	4%
14 フィールドアスレックス	2	6	34	25	10	19	10	0	106	7%
15 ハイキングコース	0	3	18	26	28	76	34	6	191	13%
16 これ以上必要ない	1	2	4	4	11	21	15	3	61	4%
17 その他	2	4	9	7	5	9	6	5	47	3%
18 無記入	0	0	2	1	5	12	17	12	49	3%
合計	20	111	274	264	192	387	227	53	1528	100%



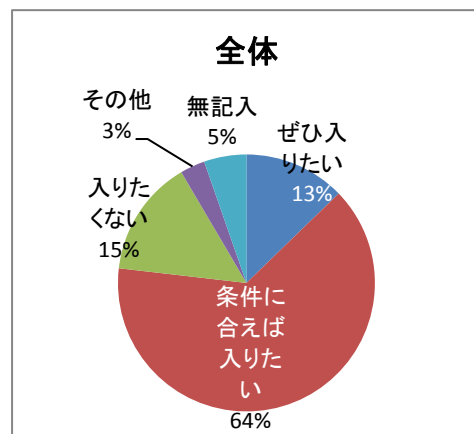
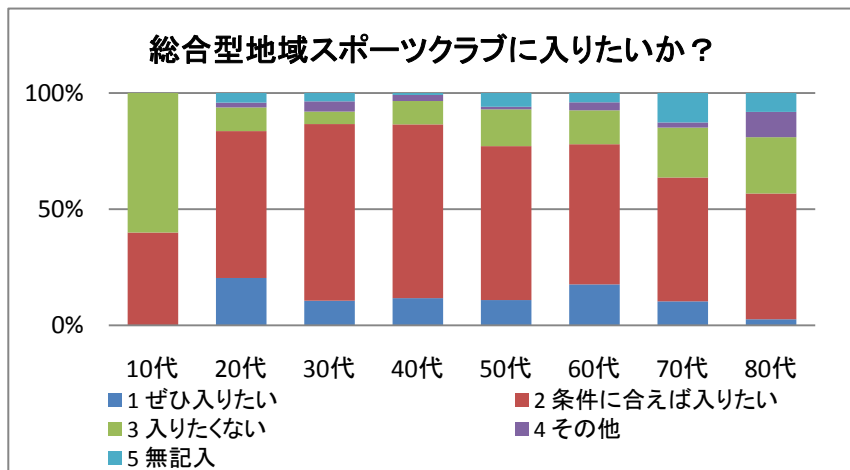
問19. あなたは、「総合型地域スポーツクラブ」を知っていますか？（○は1つ）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 知っている	0	2	3	4	7	13	12	6	47	6%
2 知らない	10	44	101	109	80	164	91	26	625	82%
3 聞いたことはある	0	1	5	5	9	19	15	2	56	7%
4 無記入	0	2	4	1	5	8	17	3	40	5%
合計	10	49	113	119	101	204	135	37	768	100%



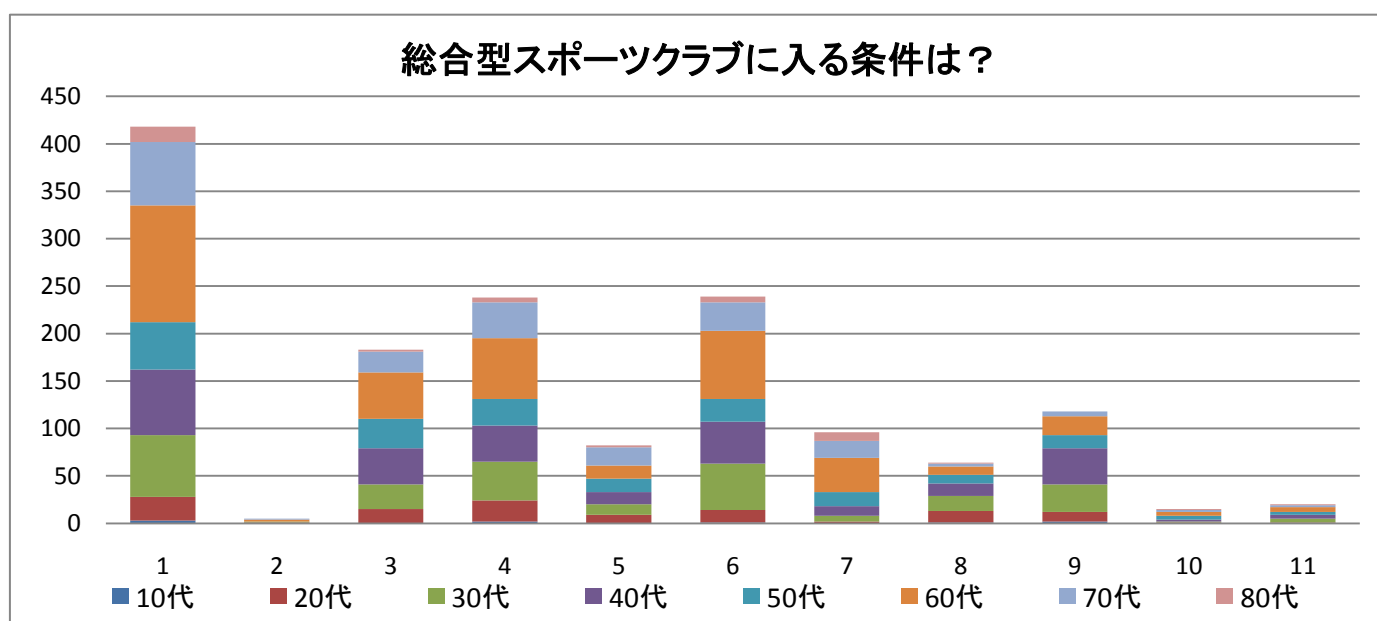
問20. あなたの身近な場所にこの総合型地域スポーツクラブができれば、入りたいと思いますか？（○は1つ）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 ぜひ入りたい	0	10	12	14	11	36	14	1	98	13%
2 条件に合えば入りたい	4	31	86	89	67	123	72	20	492	64%
3 入りたくない	6	5	6	12	16	30	29	9	113	15%
4 その他	0	1	5	3	1	7	3	4	24	3%
5 無記入	0	2	4	1	6	8	17	3	41	5%
合計	10	49	113	119	101	204	135	37	768	100%



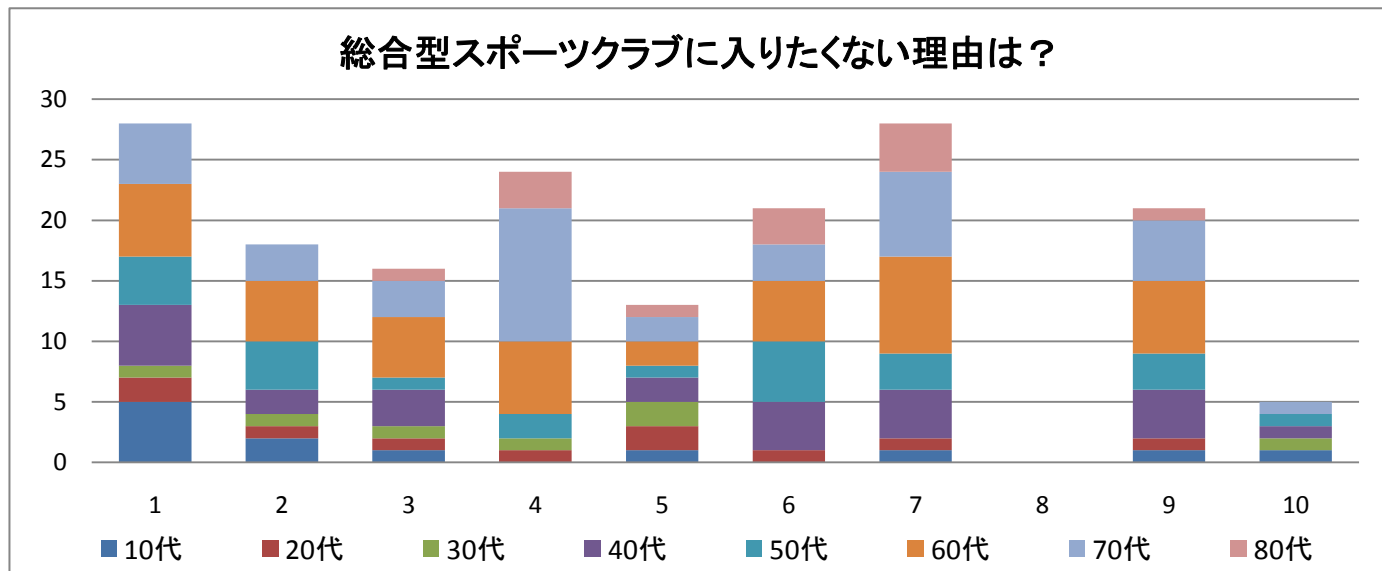
問21. 入る条件のうち、特に必要な条件は何ですか？（○は3つまで） ※590名

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 自宅から近い・交通の便がよい	3	25	65	69	50	123	67	16	418	28%
2 学校・職場から近い	0	1	1	0	0	2	1	0	5	0%
3 スポーツ施設・設備が充実している	0	15	26	38	31	49	22	2	183	13%
4 自分の好きなスポーツができる	2	22	41	38	28	64	38	5	238	16%
5 いろいろな種目ができる	0	9	11	13	14	14	19	2	82	6%
6 加入・使用料が安い	1	13	49	44	24	72	30	6	239	16%
7 指導者が充実している	0	2	6	10	15	36	18	9	96	7%
8 早朝・夜間に利用できる	1	12	16	13	9	9	3	1	64	4%
9 土・日・祝祭日に利用できる	2	10	29	38	14	20	5	0	118	8%
10 1回に利用できる時間が長い	0	1	1	2	4	4	2	1	15	1%
11 その他	0	1	4	4	3	5	2	1	20	1%
12 無記入	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0%
合計	9	111	249	269	192	398	207	44	1479	100%



問22. 入りたくない理由は何ですか？（〇は3つまで） ※113名

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	全体	割合
1 忙しくて時間がないから	5	2	1	5	4	6	5	0	28	16%
2 仕事や家事で疲れているから	2	1	1	2	4	5	3	0	18	10%
3 一緒にいる仲間がないから	1	1	1	3	1	5	3	1	16	9%
4 健康上の理由から	0	1	1	0	2	6	11	3	24	14%
5 お金がかかるから	1	2	2	2	1	2	2	1	13	7%
6 スポーツが好きではないから	0	1	0	4	5	5	3	3	21	12%
7 スポーツが苦手・下手だから	1	1	0	4	3	8	7	4	28	16%
8 他のスポーツ団体に入っているから	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
9 知らない人との関わりが面倒	1	1	0	4	3	6	5	1	21	12%
10 その他	1	0	1	1	1	0	1	0	5	3%
11 無記入	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1%
合計	12	10	7	25	24	44	41	13	176	100%



2. スポーツ・レクリエーション活動を充実させていくうえでの意見・要望

◎スポーツ施設について

- ・施設は1か所にまとめて作るのではなく、市内各地に作ってほしい。
- ・自宅の近くに施設を作ってほしい。（睦・阿蘇・緑が丘・八千代台等）
- ・使用料が無料あるいは低料金で気軽に利用できる施設を作ってほしい。
- ・ウォーキングやマラソンができる公園や安全なコースを作ってほしい。
- ・新川遊歩道を修繕・増設してサイクリングロードを整備してほしい。
- ・陸上競技場を早期に作ってほしい。
- ・新規の施設を作ってほしい。（トレーニングジム・ボルダリング・スケートリンク・スケートボード場等）
- ・勝田台の小体育館を気軽に利用でき、魅力ある施設にしてほしい。
- ・ナイター設備を付けてほしい。
- ・箱モノ施設はらない。

◎スポーツ施設の利用の仕方について

- ・仕事が終わってからでも行けるように開館時間を延長してほしい。
- ・利用手続きを簡単にしてほしい。
- ・安全に利用できることを一番に考えてほしい。
- ・使用料は低料金にしてほしい。
- ・予約なしに気軽に立ち寄れる施設があると良い。
- ・指導者やスタッフは気遣いが大切である。
- ・指導者を常勤させてほしい。
- ・年齢、環境に応じたアドバイスをしてくれる指導者がいてほしい。
- ・貸出方法を工夫して、より多くの人ができるようにしてほしい。
- ・2時間単位の使用だと短い。3時間位にしてほしい。
- ・幼児から高齢者まで、平等に利用できるようにしてほしい。

◎学校開放について

- ・早期利用を可能にしてほしい。
- ・自宅に近い学校を利用させてほしい。

◎修繕関係について

- ・新川遊歩道の整備をしてほしい。
- ・市民プールを修繕して再開してほしい。
- ・野球場やグラウンドの整備をしてほしい。
- ・テニスコートは足腰に負担の少ないオムニコートにしてほしい。

◎スポーツ教室，講座やイベントなどについて

- ・小さい子供と一緒に参加できる親子スポーツ教室やイベントを行ってほしい。
- ・小学生向けの体操教室を行ってほしい。
- ・高齢者向けの健康体操教室やウォーキング講座など行ってほしい。
- ・高齢者が気軽に参加できる種目を増やしてほしい。
- ・若い人と高齢者が一緒にできるレクリエーション活動を行ってほしい。
- ・誰でも気軽に参加できるオープンな雰囲気で行ってほしい。
- ・スポーツをしない人あるいは苦手な人でも楽しめる内容を企画してほしい。
- ・技量に応じたスポーツ教室を開催してほしい。
- ・プロ選手と触れ合える機会を作してほしい。有名選手を招いて，スポーツ教室を開催して欲しい。
- ・地域と一体化できるような大会やイベントを開催してほしい。
- ・無料でストレッチやヨガ等，指導してもらえると良い。
- ・いろいろなレクリエーション活動を紹介してほしい。

◎広報活動について

- ・スポーツの情報が少ないので，広報や地域新聞にもっと活用し，情報を載せてほしい。
- ・施設の利用の仕方が市のホームページを見てもわからない。もっと詳しく掲載してほしい。
- ・市が何を行っているのか，もっと宣伝した方が良い。
- ・スポーツイベント等の年間プログラムを広報に載せたり，各施設の活動予定を一覧表にしてほしい。
- ・地域クラブやサークルの活動を広く伝えるなど，広報活動を積極的に行ってほしい。

◎スポーツ・レクリエーションの効果について

- ・スポーツ活動の推進は，高齢化による医療費削減につながる。
- ・市民の健康，増進は，医療費の軽減につながる。
- ・スポーツ活動は仲間作りになる。

◎その他

- ・駐車場を増やしてほしい。
- ・市民体育館を利用するのに，市内の駅からバスの運行や巡回バスを充実させてほしい。
- ・更衣室やトイレ等を充実させてほしい。
- ・総合型地域スポーツクラブができると良い。
- ・小さい子供がいるとスポーツができないので，託児システムがあると良い。

5. 八千代市スポーツ推進計画策定経過

年 月 日	事 由
平成24年2月	スポーツに関する市民アンケートを実施
平成24年4月1日	スポーツに関する市民アンケートの結果について作成
平成24年11月6日	八千代市スポーツ推進マスタープラン策定庁内調整会議設置要領の制定
平成24年11月12日	第1回八千代市スポーツ推進マスタープラン庁内調整会議の開催
平成24年12月26日	平成24年度第1回八千代市スポーツ推進審議会開催
平成25年1月7日	第2回八千代市スポーツ推進マスタープラン庁内調整会議の開催
平成25年1月21日～ 平成25年2月19日	(仮称)八千代市スポーツ推進計画(素案)についてパブリックコメントを実施
平成25年2月14日	平成24年度第2回八千代市スポーツ推進審議会開催 ・(仮称)八千代市スポーツ推進計画(素案)について検討
平成25年3月8日	(仮称)八千代市スポーツ推進計画(素案)への市民意見に対する市の考え方の公表
平成25年3月11日	市長から「八千代市スポーツ推進計画(案)」について八千代市スポーツ推進審議会に諮問
平成25年3月21日	平成24年度第3回八千代市スポーツ推進審議会開催 ・八千代市スポーツ推進計画(案)について検討
平成25年3月25日	八千代市スポーツ推進審議会から「八千代市スポーツ推進計画(案)」について市長に答申
平成25年3月	八千代市スポーツ推進計画の策定

6. 八千代市スポーツ推進計画（案）諮問

文ス第1268号

平成25年3月11日

八千代市スポーツ推進審議会
会長 佐々木 勝 様

八千代市長 豊田 俊郎

八千代市スポーツ推進計画（案）について（諮問）

下記のことについて、八千代市スポーツ推進審議会条例第2条の規定により諮問します。

記

本市では、平成13年度に「八千代市スポーツ振興マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」を策定し、スポーツ活動を推進するとともに、施設の整備・充実に努めてまいりました。

この間、スポーツを取り巻く環境は大きく変化し、少子高齢化、高度情報化社会の到来、生活の質の向上や健康意識の高まりなどにより、スポーツに対する市民ニーズも多様化しており、今後、より一層多様なニーズに的確に対応する必要があります。

国においては、平成23年8月に「スポーツ振興法」を全面改正した「スポーツ基本法」が施行され、平成24年3月には同法に基づき、今後の我が国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、「スポーツ基本計画」が策定されました。また、千葉県においても、スポーツ基本法の趣旨や平成22年12月に制定された「千葉県体育・スポーツ振興条例」に基づき、平成24年3月に「第11次千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。

このような国・県の動向とマスタープランの目標年次を迎え、大きく変化した本市のスポーツ環境をめぐる状況から、マスタープランを検証し、今後の本市におけるスポーツ推進の具体的な基本計画として、庁内調整会議の開催やパブリックコメントの実施を経て、八千代市スポーツ推進計画（案）としてまとめました。

つきましては、八千代市スポーツ推進計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

7. 八千代市スポーツ推進計画（案）答申

八 ス 審 第 3 号

平成25年3月25日

八千代市長 豊田 俊郎 様

八千代市スポーツ推進審議会
会長 佐々木 勝

八千代市スポーツ推進計画（案）について（答申）

平成25年3月11日付け文ス第1268号をもって諮問のありました八千代市スポーツ推進計画（案）につきまして、当審議会において審議した結果について、下記のとおり答申します。

記

本計画（案）は、本市の現状を踏まえた上で、スポーツ推進計画の基本的な考え方、計画の具体的な取り組みを体系化し、わかりやすく整理されており、概ね適切なものと認めます。

なお、スポーツ活動の推進に当たっては、下記の事項に留意されたい。

- 1 スポーツを推進する上で、人と人との繋がりを大切にすることが重要であり、そのことが地域の活性化にも繋がります。地域のコミュニティの輪を広げていくためにも、多様なスポーツとの関わりを通じて人との交流を大切にしたいスポーツ活動を推進されたい。
- 2 市のイメージアップのために、プロスポーツやトップアスリート等との連携を強化し、地域の誇りや愛着の高まりに繋げるために、スポーツによる魅力的なまちづくりを推進されたい。
- 3 子ども達がスポーツの楽しさを味わい、生涯を通してスポーツ活動に親しむことができるためには、子どものニーズに応じ、専門的な知識や技能を有したスポーツ指導者の存在が重要です。そのためには、スポーツ指導者の育成や研修会等の充実・強化を図られたい。

八千代市スポーツ推進計画

平成25年3月

編集・発行 : 八千代市 生涯学習部 文化・スポーツ課
住 所 : 〒276-0045
千葉県八千代市大和田138-2
電 話 : 047-481-0305
F A X : 047-486-4199
E-mail : supotu1@city.yachiyo.chiba.jp



「やっち」